

シユタイン行政国家論の成立

木 村 周 市 朗

一 開 題

近代的な国家干渉主義は、伝来の各種中間諸権力の解体による、国家と個人の二極構造の新編成（市民革命）を契機として、原理的には主権的近代国家の成立とともに始まると考えられる。このとき、近代国家は、みずからの成立とともに、国家活動の対象として、諸個人からなる市民的社会を、権力一元的に捕捉するからである。しかし、近代的国家活動を、カテゴリカルに国家「政策」一般として、主体的・論理的・実践的に把握するためには、国家活動の対象の認定と、国家活動の目的の自覚とが欠かせない。近代的「政策」思想としての国家干渉主義は、政策対象を律している基本原理として、いまや自立した市民を権利主体とみなす私的自治の原理を是非もなく認定せざるをえないし、とくに市民の自由と自律に普遍的価値を積極的に見い出そうとする場合には、そうした規範や当為は、眼前の社会的現実を、何らかの意味で（実質的には経済学的に）なお「不自由」と認識する立場である。そう認識することによって、「自由」の普遍的実現あるいは「自由」の実質化が、近代的国家「政

策」一般の基本的課題として社会科学的に自覚される。

私的自治の原理を「法治国家」概念に結晶させたドイツでは、私的自治が未達成または疎外された状態である
と認識されることによって、その実質的な実現または回復が、「法治国家」の社会的任務として意識される。そ
して、この課題の実現が、現実には市民革命を経ないまま十九世紀前半まで「延長された啓蒙絶対主義」(L・
ユスト)と、「君主制的支配の連続性」(ベッケンフェルデ)という、まさに特殊ドイツ的側面において、十九世
紀には立憲君主制のもとで追求されることになったのである。

ローレンツ・フォン・シュタイン (Lorenz von Stein, 1815-1890) にとつての主題は生涯を通じて一貫して、個
人の「人格」の自由な発展にあり、その意味で、かれはドイツ的啓蒙思想の系譜の中に立っていた。ただ、この
主題を、シュタインは個人の側からだけではなく、なによりも国家の「人格性」理念として把握し、近代産業社
会の階級的基本構造への認識に導かれつつ、諸個人の「人格」発展の前提条件の創出(「社会改良」)を、近代国
家の不可避的な社会的任務と捉えて、それを「行政学」上に集約した。その「行政」国家論は、動態的な「社
会」に対する人格性「国家」の自律的「行為」の体系学なのであって、シュタインは、十九世紀後半の実証主義
の方法全般の興隆の中で、その特殊に思弁的な方法のゆえに、法学においても経済学においてもほぼ完全に孤立
しながらも、近代的な私的自治の実現のための基礎的前提条件の共同社会的供給という「行政」思想によって、
先行者ローベルト・フォン・モールと並んで、現代福祉国家に連なる一つの思想原型を提供したと考えられる。

周知のように、わが国では、一方に、伊藤博文が先鞭をつけた「シュタイン詣で」と、その後のドイツ国家学
全般の導入、他方には戦後における初期マルクス研究の多面的発達、といった特有の経緯があり、シュタインの

名は格別にファミリアである。したがって、日本におけるシュタイン導入・研究史自体が、すでに一個の巨大な研究テーマをなすほどであり、その広がりには、たとえば明治期の同時代史から、行政学、法学、経済学、財政学、社会学、教育学、ヘーゲル学派と社会主義、そして伝記的諸問題まで、多岐にわたる。ドイツ各地のアルヒーフ所蔵の一八三九年から六四年までのシュタインの書簡三十点を併載した、ヴェルナー・シュミット（シュタインの生地エッケルンフェルデの市長）による前半生の伝記的研究（一九五六年⁽¹⁾）、初期シュタインの思想形成を、とくにヘーゲルとの関係に焦点を当てて追求したマンフレート・ハーンの文献学的研究（一九六九年⁽²⁾）など、資料的価値の高いいくつかの文献は、これまで日本でも部分的に活用されてきた。しかし、ドイツでもなお原資料の整理・発掘・公刊の途上にあり、いまだ包括的なシュタイン全集を欠いている状況下で、これまでの膨大なシュタイン研究の諸分野・諸傾向——したがってシュタイン解釈史——の全体を批判的に視野に収めつつ、この精力的著述家の思想の全貌を現代の眼で捉える仕事が日本で果たされるには、まだしばらく時間を要するであろう⁽³⁾。本稿は、上述のような観点から、近代国家の社会的任務にかんするシュタインの思想形成の基本線をひとまず素描することを狙いとし、モールによって軌道が敷かれたドイツにおける近代的国家干渉主義の、その後の展開状況の一端を展望しようとする試論である。

二 「社会」への意識——一八四二年

シュタインの名を歴史に刻印することになった、一八四二年九月出版の著書『今日のフランスにおける社会主義と共産主義』は、『プロレタリアート』の成立として特徴づけられたフランスの現実社会をヘーゲルの法哲学

の発想で分析しようとした、著者二六歳の野心作である。総計四八七ページのこの大作は、同年六月付の序文をもち、前年十月にパリに到着してのち、多くの社会主義者たちとの交流の中で、数カ月で一気に書き上げられた。それは、フランス革命から現在までのこの国の社会・政治・国制の歴史を展望し、サン＝シモンとフーリエをはじめ、ラムネー、ルルー、ブルードン、ルイ・ブランを網羅した「社会主義」と、バブーフを中心とする「共產主義」とを紹介している。まさにその先駆的・本格的紹介によつて、——また、その改訂第二版（一八四八年）と第三版に相当する新著『フランス社会運動史』（一八五〇年）とを通じて——シュタインは、ほとんど「全ヨーロッパ的に有名になつた」⁽⁴⁾（シユモラー）のである。しかし、シュタイン自身の学問的發展にとつて本書がもつ意義は、まず、フランスにおける一つの新しい身分としての「プロレタリアート」の実地の発見であり、また、この身分を生み出した「社会運動」と、「国家」とは区別された「社会」なるもの（および、その基礎としての「個人」とへの着目であり、そして、フランス革命の理念としての「平等原理」と、その後の現実の「社会」における所有関係（とりわけ「プロレタリアート」の出現）とのあいだの「矛盾」という観点に、求めらるるであろう。

それは要するに、市民革命以降の、生きた現実としての、躍動するフランス社会と、「社会」の概念とに対する、潑刺とした、好奇心に満ちた視点である。「ドイツでは、偉大な哲学者が現れるかなり前から国家の概念を探求し、国家と法という言葉を同一視しようとし、またそのような考えから権利と義務の全体系を構築してきた。これに対して、……フランスの哲学者においては、国家の思想がかれらの展開の基礎に置かれていることはほとんどないであろう。しかも、△国家 Staat▽というわれわれの言葉を翻訳できるフランス語はまったく見あ

たらない。これに対して、フランスのあらゆる哲学者の中に、社会 *Gesellschaft* の概念、つまり *ソシエ* *Société* が見られる。……社会の概念は、国家から本質的に区別される契機を内包している。というのは、国家はすべての人格性の統一体であるからだ。国家は、まさに諸個人の現存在のあり方を展開し、規定する。それによって諸個人は統一体に帰属する。国家は、すべての人格の中での非人格性の形式であり、この形式が全人格を国家の絶対的な構成分子とする。これに対して、社会はまさに個人を最高概念として位置づけ、……絶対的な権限を与えられた人格としての個人にふさわしい固有の領域の中で個人を見るのである。」「フランスでは純粹に政治的な運動の時代は終わった。……社会主義と共産主義へ向かう衝動をわれわれに示唆する社会運動とはいったい何か。社会革命とは何か。それは何を求め、またどこへ向かうのか。それは政治革命とどう違うのか。つまり社会とは何であり、国家とどうかかわるのか。」これは、シュタインにとつては、一種の学問的自立への意思表明でもあった。それには以下のような背景が存在する。

一八一五年にデンマーク統治下のシュレスヴィヒ公国に生まれたシュタインが、同じくデンマーク治下にありながらドイツ連邦に加盟していたホルシュタイン公国のキール大学で、一八三五年から法学と哲学を学び始めた頃、北ドイツではベルリン大学を中心に、サヴィニーの歴史法学派と、ヘーゲル学派（一八三一年のヘーゲル急逝後の左右両派の對抗状況を含んだもの）とが支配的であった。一八四〇年には、法学を専攻する研究者として出発する覚悟を固めたシュタインは、デンマーク国王の奨学金を得て、同年後半から翌年にかけてベルリンに遊学し、さらに同四一年十月から四三年三月までパリに滞在して、上述の著書を、青年ヘーゲル派に縁の深い、ライプツィヒのオット・ヴィーガンツトから出版する。この間、パリに入る前のベルリン遊学中に、青年ヘーゲル

派の『ハレ年誌』の創刊者アーノルト・ルーゲに宛てた四一年一月六日付の手紙で、シュタインは、「わたくしのまず第一の、差し迫った課題は、わたくしに課された仕事を通じて、諸学派 *Schulen* から自由になることです。」⁽⁷⁾と述べていた。

まず、歴史法学派についてみれば、法学における歴史主義は、「国民精神」の表現としての「法」の有機的生成・発展を説いて、自然法の無国籍性に対抗するだけでなく、実定法の変容性・相対性を主張して、自然法による実定法の固定化を排するから、自然法思想の衰退とともに、歴史主義は法実証主義への道を歩みはじめる。一八四〇年に公刊されたサヴィニーの『現代ローマ法体系』第一巻は、まさにそれまでの歴史的方法から、没倫理的・抽象的・体系的の方法（ローマ法の概念に依拠した法律学的・私法学的構成のゆえに、結果的には没歴史的となった方法）へのパラドクシカルな転換を、みずから象徴的に明示したものであった。シュタインは、早速この大家の新著と格闘し、四一年以降サヴィニーへの徹底批判を行って、四五年にはその体系をひからびた「使いものにならない学問」と判定し、「現代」の意味を生きた現実そのものの中から歴史的・統一的に捉えることのできる見地、すなわち哲学的法学の立場に立つことを自覚するに至る。⁽⁸⁾

こうした見地からすれば、ヘーゲルの体系もすでに十分なものではなくなる。ヘーゲルの「絶対精神」によって、生きた現実の社会が動態的に把握できるのか、その社会における矛盾を実際にどう克服するのか、——こうした疑念に、シュタインは早晚直面せざるをえない。すでに一八四一年九月二三日付のルーゲ宛の手紙で、シュタインは、『ハレ年誌』の後継誌『ドイツ年誌』への掲載のために送付した自分のサヴィニー批判「体系」の書評（原稿に触れつつ、つぎのように述べる。「国民的ドイツ法とは、哲学としての法、学問としての法 *das Recht*

der Philosophie, der Wissenschaft のことなのだ、という確信にわたくしは到達しました。しかし……哲学の全領域だけでなく、実定法学の全領域をも限なく研究しなければなりません。……法と国家との学問をヘーゲルの立場で完成させることは、まったく不可能です。しかし、わたくしは、まだ真の立場を見いだせる状態にはなっていません。⁽⁹⁾——これが、四二年の著書を書いたときの状況であった。

いま、そのデビュー作に立ち帰れば、そこではシュタインがまだヘーゲルの発想に依存しながら、フランス革命と「社会主義」の中に「平等原理」という一個の普遍的なものを独自に見い出していたことがわかる。

本書を貫く最も基本的な概念は、「人格性の理念 die Idee der Persönlichkeit」である。ヘーゲルは、「人格」概念を、権利能力をもつ主体として、法論上で抽象的・形式的に用いていたが、シュタインの「人格性」は、「文明 Civilisation」の概念に匹敵するほどに無限大に拡張されている。シュタインによれば、まず「普遍的財貨の概念」が、その「占有 Besitz」過程を通じて、「個別的な人格の概念」(つまり「占有の排他性」)にもとづく「人格的、所有、das persönliche Eigentum [私的、所有] の権利」へと反転し、それはさらに、「人格一般すなわち人格性の概念」へと移行することで「より高次の統一」に至る。この最終段階に到達すると、「すべて、の人格、において、最高の占有が実現されることにより、この最高の占有は、ふたたび万人に共通な、真に普遍的な財貨となる。」この「人格性の理念」を、フランス革命の「思想」は、「普遍的な財貨を平等に占有する権利がすべての人格にある」という「真理」へと結実させた。それを、フランス国民は「エガリテ Egalité」と総称している。こうした「人格性の理念」の展開こそが、「今日の歴史の働きにおけるあの絶対的法則」の表れにほかならない。たしかに「世界精神が歴史を形成する」にしても、「絶対法則によって無意識に支配された状態を脱して、この法則

を認識して実行するようになることは、無限の進歩である。」いまや「われわれは、自分が従う法則を把握始めており、……歴史過程を認識することから、われわれ自身、意欲の法則が生まれる。」⁽¹²⁾

そして、この歴史法則の「認識」をわれわれにもたらしたものが、「プロレタリアート」の存在と理念である。

「プロレタリアート」は、「社会生活上の地位を築く基盤としての教養 *Bildung* も所有 *Eigentum* もないが、しかし人格性に初めて価値を賦与するこのような財貨を、持たないでいることはできないと感じている人々の階級全体である。」⁽¹³⁾ こうした「プロレタリアートの状態は、文明の法則と矛盾する。」「絶対的人格性の理念と人格的所有との間に和解がありうるかどうかについての疑問」が生まれ始めた。⁽¹⁴⁾ では、「社会主義」の理念とは何か。

「人格的占有が保持され、しかもそれにもかかわらずこの占有を通じての人格性の完全な発展がまったく邪魔されることのない社会生活の形式、……これが、社会主義の追求する一般的理念であり、文明の内的歴史からすれば社会主義のより深遠な意義である。社会主義の真理とは、その結果ではなく、その努力である。」⁽¹⁵⁾ それを、フランス国民は「エガリテ」と呼び、「平等の原理、つまり人格性の理念のこのフランス的形態」⁽¹⁶⁾こそが、本来的な「文明の課題」を、歴史における「進歩」の過程として、照らし出しているのである。

以上のシュタインの論旨から明らかのように、概念論的・弁証法的手法や用語の言い回しなどに、明瞭にヘーゲルの使徒たる実を示しつつ、「社会主義」の理念が、フランス革命の根本思想としての「平等原理」に重ね合わされ、その「平等原理」が「人格性の理念」のフランス的表現として正当化・普遍化された。そして、この原理の実現に向けた「努力」が、「人格性の理念」の実現という歴史の法則にかなった「進歩」に与する、人間の主体的な「意欲の法則」として、積極的に評価された。この場合、現実の「占有」は「偶然的なもの」ではある

が、「人格的所有の権利」すなわち私的所有権は、「普遍的財貨」の転化態として「絶対的」なものとなされるから、⁽¹⁷⁾「人格性の理念」の実現に向けて努力する「社会主義」とは、上述のように私的所有の「保持」を前提としたものとして、ブルジョワ的に理解されている。したがって、同じ「平等原理」でも、占有・教育・労働などいっさいの実際的事柄の平等を要求する場合——すなわち「共産主義」——は、「すべての個人が相互にまったく遠ざけあうという権利原則」、「すべての規定の絶対的否定」⁽¹⁸⁾にもとづくものとされ、シュタインは「産業」における完全な「自由競争」が「不平等」を帰結している事例を挙げつつ、絶対的平等主義を、ヘーゲルとほぼ同様の否定的・原子論的な意味で「抽象的自由」と呼んだ。⁽¹⁹⁾これに対して、諸個人を相互に関係づけ「内的な統一」をもたらしものが「国家」であり、「国家の理念」において諸個人の「孤立が止揚」されてこそ、「人格性が真の完成に初めて到達できる」とされ、ヘーゲルの『法の哲学』における弁証法的国家論の発想を示すのである。

ここではまず、フランス社会主義・共産主義の諸運動のドイツへの本格的紹介という画期的な仕事でデビューしたシュタインが、すでに最初から、私的所有を「人格性」の発展にとって不可欠のものとして位置づけていた点に留意しておきたい。たしかにヘーゲルも、「自分のものとしての所有においてはじめて人格は理性としてある。」⁽²⁰⁾と述べて、私的所有を根拠づけた。しかしヘーゲルは、「わたくしが何を、またどれだけ占有するかは、一つの法的偶然である。……占有にかんするいっさい、すなわち、不平等の地盤は、抽象的な人格そのものの外に属する。」と述べ、「平等の要求」を、「空っぽで表面的な悟性 Verstand」の次元のものとして消極的にしか扱わなかった。⁽²¹⁾つまり、フランス革命の中に、シュタインは「平等原理」を、ヘーゲルは、周知のように、「自由」の実現に向けた「自由意志」の働きを見出した、という相違があった。上述のようにシュタインは、フランス革命

から、「普遍的な財貨を平等に占有する権利がすべての人格にある」という思想を「平等原理」として引き出し、ヘーゲルが「市民社会」のカテゴリーで扱った現実の占有の「不平等」の問題を、「人格性の理念」の実現の問題として実践的に捉え直し、近代の普遍的課題にまで高めたといつてよい。しかし、この課題の解決方法が主体的に提起されているわけではなく、「国家」は、原子論的「共産主義」への対抗軸をなす可能性を秘めながらも、まだヘーゲル流に「有機的統一の理念」⁽²³⁾として観念論的に言及されるにとどまっていたのである。

以上のシュタインの事実上の処女作に対して、ハーンがまとめて紹介しているように、翌一八四三年以降いくつかの書評が書かれた。匿名の『ライン新聞』（編集長はマルクス）と、テュービンゲン大学の統計学・政治史の教授ヨハネス・ファラティは、それぞれ好意的に評価したが、一方、モーゼス・ヘスは、「長いため息」・「哲学的美辞麗句」・「嵐の来襲」の本能的「予見」も「未来に脅かされているにすぎない」と、また、カール・グリュンは、「ヘーゲル風のきまり文句」・「神学的着色」と、それぞれ辛辣に批判した。⁽²⁴⁾

当時テュービンゲン大学の教授で、先進諸国の「社会問題」を注視しつつ一八三六年から Oberbibliothekar として大学図書館の大拡充に努めていたモールも、四三年一月にアウクスブルクの『一般新聞』に寄せた「社会主義と共産主義」にかんする論説の中で、つぎのように述べる。イギリスとフランスの社会主義と共産主義に注意を向けている人は、ドイツでも「何ダースもの数にのぼる」が、「われわれは『オデュッセイア』のパイアケス人のように安穩としており、才気に満ち事態を熟知した人々の一致した確信によれば、ヨーロッパ文明に対する巨大な暗黒の敵がすでに生まれ成長していて、これを手なずけるか打ち負かすかしなければならぬのだということ、われわれはほとんど夢想だにしていけない。」ドイツ人も、今こそこの「不気味な問題」に取り組むべ

き時である。誰であれ、「フランスの最近の歴史についての自分の考え方は、まったく正しく完全なものだと思
うより前に、まず「シュタインの」本書に眼を通す」べきである。本書は、「きわめて注目すべき重要な著作と
いってよく、推薦に値する。もつとも、形式と方法は、あらゆる点で——個人的には——好みに合っているとい
うわけではない。われわれから見れば、著者が余計な構成をかまえ、不必要な事柄をくだくだしく記述し、ま
た、言葉使いがヘーゲル風で、重苦しく、わざとらしい。また、問題の最も重要な諸側面の一つを確実ににして
いるはずの経済的側面を、もつとよく際出たせていけば、疑いなくよかつたのにと思う。イギリスの類似現象に
対して、あまりにも注意が払われていなさすぎる。しかしながら、問題のすばらしい捉え方、見解の正しい判
断、そして対象についての正確な知識に較べれば、これらは小さな欠陥である。」⁽²⁵⁾

当初からヴェルテムベルク立憲君主制の実定法体系を前提として出発した国法学者モールにとっては、ヘーゲ
ルの観念論哲学はもともと異質で疎遠な世界であり、共感の対象ではなかった。モールの場合、すでに一八三〇
年代から「生活目的」や「生活圏」の概念によって、多種多様な社会集団の意味や機能に対するプラグマティッ
クな問題関心が醸成されていたから、まもなく「社会」の学を独自の体系として構想するに至る。そのプラン論
文「社会科学と国家科学」（一八五一年）で、モールはつぎのように述べて、ヘーゲルとその学派の観念論的方
法を批判した。「ヘーゲルの∧市民社会∨は、現実の生活ではないし、国家の外にある有機体でもない。それは、
この学派の哲学全体で想定された手続きを用いて、正・逆を通じて和解に至るためになされる一つの論理的手順
の一部分であるにすぎない。「そこでは」……変わらず適用される弁証法的方法で、あらかじめ良いと判定され
た国家の概念すなわち∧人倫的理念の現実態∨に至るために、個別性または家族に対して、まず「∧市民社会∨

という」対立物が見つけられねばならないわけである。……われわれにとって重要なことは、ここで社会と呼ばれているものは、人間共同体に対する、まだ幾重にも粗野で物質的に不正な要求の体系以外の何ものでもなく、その浄化と補正に国家が指名されているということである。それゆえ、△社会▽とはいっても、ここでは、一方では、三種類の異なった事項、つまり、たんなる個人間関係、実際に社会的な有機体組織、公式の国家諸制度の三種が、相互に雑然と混ざり合っているし、他方では、本質的に国家に属する諸制度や諸目的が、まったく恣意的に国家から奪われている。たんに形式的な手続きのために、現実の客観的な性質が排除され、その結果、すぐそばにある真理を見過ごしてしまっているのである。²⁶⁾」

つまり、モールは、国家学とは別個の体系として「社会の科学 Gesellschafts-Wissenschaften」を構想していたのであって、国家も、多様な「生活目的」に対応した各種「生活圏」の中の一つでしかなかった。モールが着目し重視した「社会」とは、国家と個人の中間に位置し、民族、身分、就業、所有、居住地域（ゲマインデ）、宗教など、現実の生活のあり方を規定している多元的諸要因からなる独自の重層的な「生活圏」であった。一方シュタインは、後にみるように、まもなく「社会」を、所有と獲得をめぐる利害の運動の場として動態的に捉え、この視点から、「社会」に対する国家の実践的任務を核心とする「国家学」の独自の構築に向かう。

したがって、上記のモールによるシュタイン評は、フランス社会主義の認識についての貢献面を中心に、全体として好意的なものであったとはいえず、シュタインのヘーゲルの発想に対する冷やかな見方が根底に横たわっていたのである。それはまた、『ヴェルテムベルク王国の国法』（全二巻、一八二九—三一年）以来、プロイセンに對抗しつつ西南ドイツ初期立憲主義の一翼を国法学的にみずから担ってきた人物の、北ドイツを見る眼でもあつ

た。しかもモールは、すでに一八三五年の論文で、シスモンディら先進国の諸文献に導かれつつ工場労働者問題を先駆的に取り上げ、その対応策を多角的に考察していたから、近代産業社会の「経済的側面」の重要性に対する認識の点では、モールは近代ドイツ史における実質的開拓者の一人にほかならなかった。自分より十六歳若いシュタインへの批評は、そういう立場からのものであったのである。

しかしシュタインの方は、この『一般新聞』紙上での評価に大いに勇気づけられ、のちにモールへの手紙（一八四五年九月一日付）で、この書評に対する感謝の念を伝え、早く直接の面識を得たいと期待を表明する⁽²⁷⁾。四九年十二月一日付のシュタインのモール宛の手紙が示唆するところでは、その前年までには両者は短時間ながら個人的に接触する機会があったらしいが⁽²⁸⁾、その間、四六年四月によりやくキール大学哲学部の公法および国家科学の員外教授に任用されたシュタインは、モールに学問上の助言を乞うている。とくに四七年一月三日付の手紙では、四二年の著書の第二版を出すことになったので、足りないところ、改善すべきところを忌憚なく教示願いたいと述べ、「社会の一般概念」や「プロレタリアートの本質と歴史」について踏み込んだ叙述をすべきか否か、社会主義・共産主義のドイツ人の運動にかんする補遺を付けたいことなど、新版の構成にかかわる意見教示を頼んでいる。その後、半年ほど経過した同年七月一六日には、シュタインは、モールからの書簡に対する遅ればせの謝意と、テュービンゲンからハイデルベルクへのモールの移籍に対する祝意とを伝え、上記の自著第二版の作成に鋭意取り組んでいる旨報告した。そして同年一月二〇日に、モールに第二版本を贈呈するにあたって書かれた手紙では、新版の中で自分が懸念しているのは、「社会と国家、とくに王権との関係をめぐる問題にかんする部分」であると告白していた⁽²⁹⁾。これらは、南ドイツの公法学・国家学の先達に対する新進学徒の、偽らざる敬

意のあらわれであつたであらう。

三 「個人の人格性」と国家学——一八四四・四六年

既述のように、一八四二年の『社会主義と共産主義』では、フランス革命の公理としての「平等原理」と、現実の個別的な私的所有権とのあいだの「和解」が、「社会主義」によつて突きつけられた普遍的な課題と捉えられたが、その課題を受け止める主体も、解決に向けた方法も、まだ具体的な像を何ら結んでいなかった。きわめて抽象的な「人格性の理念」の概念は、たんなる論理次元のままでは無意味であり、弁証法なりに何らかの実体がそれに賦与される必要があつたし、「社会主義」の問題に真剣に向き合おうとすれば、「和解」の実践的方法が問われねばならなかつた。シュタインがヘーゲル風の一哲学者にとどまるのか、政策学にかかわる国家学者への道を歩むのか、いま、その岐路に立っていたといつてよい。まもなくシュタインは、つぎの二つの論文の執筆を通じて、国家の社会的任務と国家学の実践的課題に向けて舵を切つてゆく。

まず、一八四四年の『ドイツ四季報』（第二分冊）に掲載された論文「ドイツにおける社会主義と共産主義への瞥見、およびそれらの将来」では、「人格性」概念が、諸個人の「自由と完成」へと肉づけられ、諸個人の所
有關係を經由して、社会の科学と国家学とが展望される。

シュタインに従えば、まず、「人間の規定」「使命」は自分の完成であり、たんなる可能性として自分に潜在しているものの現実性である。「人間存在の生きた本源原理」は「自分の人格的完成の理念」である。この人間の「完成」は、「自由、すなわち現実の中での人格性の自己規定である。さて、この自由を多数の諸個人のもの」と

措定すれば、自由は、平等、すなわち人間の世界における個人の自由な自己規定である。」そして、これらの抽象的概念が、現実の具体的な世界に移行すると、「主体の自由」は外的には「所有」、内的には「知」と呼ばれ、この両者が「自由と平等の現実態として、物質的ならびに精神的所有の理念」をなす。こうして「自由は所有に等しいのであるから、各人格は、すべて所有者であり、各自の所有という点では他の人格と平等であり、いままや所有は不可侵である、ということになる。」ところで、自由は「無限」であり、「自由は所有に等しく」、「所有は完成である」から、「所有の限界はもはや存在しない。」したがって、一方では、「自分のものとする人間の労働は、限界をもたない」のだが、他方、「普遍的な人格性」としての「国家」の強制力に対しては「実際にはいかなる所有も存在しない。⁽³⁰⁾」

注目すべきことは、「人格性」が、概念上の「普遍的な人格性」——「その現実態が国家である」——と、現実における「個別的な人格性」すなわち「一人、一人の人間」との両面から捉えられ、シュタインにおいて「個人」がここに本格的に登場して、「人格性」の一方の担い手として位置づけられる点である。「各人は、まさにかれが人格性であり、またそういうものとして無限の自由と完成に向かつて規定されているがゆえに、保有と知との無限の、いかなる方面に対しても制限されない占有をみずから実現する使命をも有している」と。⁽³¹⁾しかし、ここからが問題であり、自由は人格性の使命として全員に平等に規定されているが、「不可侵の他人の所有を侵せば平等がなくな」り、逆に「各人が自分の所有圏内にとどまっていれば、……かれの自由がなくなる」という形で、所有をめぐって自由と平等の「矛盾」が発生する。それは、所有に「不可侵性と無制限性」の両面が含まれているからである。⁽³²⁾

しかし所有は「人格性の理念」・「完成の理念」の表れであり、この「個人のための所有の人格性」が保持されねばならないとすれば、これを否定する「絶対的な財産共同体すなわち共産主義」は選択肢たりえない。「所有の人格性」を前提としているものは、「法と経済」であり「法学と経済学」である。「その本質からみれば平等に各人の占有の対象ではあるが、法的には一個人の占有の中にのみあるもの」が、「普遍的な財貨」であり、また、諸個人がこの「普遍的な財貨」に一定の持ち分をもち、「所有、国家市民権などの法的に不可侵の基準を占有」している状態、諸個人のこうした集合が、「社会」である。こうして、諸個人と「普遍的な財貨」との関係をめぐって生じる「社会」の「絶え間ない運動」が、「社会の科学、Wissenschaft der Gesellschaft」を成立させる。そして、「国家という、個人を超越した人格性が、その「社会の」運動を、行政 Verwaltung・法律 Recht・統治 Regierung の主要三形態で媒介することによって、いまや国家の概念を受け取った社会の科学から、国家学 Staatswissenschaft が成立する。これが、上記の矛盾を自覚した思想の原理であり発展である。」⁽³³⁾

こうして「国家学」が、諸個人の所有関係を核心とする「社会」から、また、「共産主義」（および「社会主義」）に対するオルタナティブとして、定立される。そして「国家学」の出発点に、シュタインは「個人の人格性」を置いた。すなわち、「国家の概念は、単一で有機的な国家の人格性を内容としている」が、「その対立物」が「個人の人格性」である。この「個人の人格性」こそが、「国家学」の「内容」をなすべきものであり、そこには「一般的な生活のあらゆる系列が結晶点のように凝集している。したがって、それは国家学の実際的な出発点を内に含んでいる。」社会主義と共産主義の思想全体の存立を可能にしているものも、「最高規定をまさに個人の人格性に求めている」点なのであって、それゆえにこそ、「共産主義でさえ、われわれの国家学の将来に

とって歴史的な意義を有しているのである。」すなわち、今後は、国家学は、「個人の人格性とその使命を、国家学の内容ならびに諸力と運動の実践的な目標とせざるをえないであろうし、したがって経済学を、個人が取得し生活し占有すべき方法にかんする学問とみなすであろうし、社会については、たんに情勢や一般的発展だけでなく、諸個人の状態ならびにかねらの使命の達成との関係を考察し判定するであろうし、最後に、国家学として、個人的な弱さや限界と人格一般の完成との調停者であるという国家の最高理念を、明示するであろう。したがって、国家学が主要問題とみなすのは、国家の財産の量ではもはやなく、その国家内の個人との関係となるであろう。また、国家学は、国家生活の評価においては、大きさと力、目標と完成を、もはや数量的・全般的に見るのではなく、個人の幸福と進歩において捉えるであろう。」³⁴⁾

すでに明らかのように、いまやシュタインは、普遍的だが抽象的な「平等原理」から出発するのではなく、「個人の人格性」を、国家の中で現実に行きわたっている諸個人の、自由と完成に向けた無限の進歩と捉え、またそれを、「国家学」の実践的課題と位置づけたのであった。その二年前の「人格性」一般は、実際的にはほとんど無力であったが、いま、「個人」への視点を「共産主義」から学び、この視pointsの獲得によって、同時に、「個人的な弱さや限界と人格一般の完成との調停者」という「国家」のすぐれて実践的な意義が、はじめて積極的かつ広範な内容を予感させる形で定立されたのであり、「行政・法律・統治」をめぐる「国家学」の基本構想が、抽象的にながらも展望されたのである。

次いでシュタインは、その二年後の一八四六年に、モールを始めとするテュービンゲン大学国家経済学部と同僚教授たちが四四年に創刊した『総合国家学雑誌』（季刊）の第三卷第二分冊に、「社会主義および共産主義との

関係における労働の概念と労賃の諸原理」と題する論文を発表した。既述のように、かつてモールは、シュタインへの書評で、「経済的側面」の分析の手薄さについて苦言を呈したが、シュタインのこの論文は、全体の論理展開が前後で重複・錯綜した未整理性を残しながらも、「労働」問題に対するシュタインなりの営為の跡を示し、とくに「機械の導入」による労働の変質と、「機械労働」の報酬への労賃の切下げとを骨子とした、「プロレタリアート」の成立にかんする経済論的説明が試みられている。

しかしここでも、「人格性」概念が「労働」の基礎に置かれる。シュタインによれば、「労働」とは、「外的存在を征服し、それを人間の自己規定に服させる、人格性の活動」である。「人格性」の無限性とは裏腹に、個々の人間は制限された存在であり、「自然的な存在を支配することによって、はじめて人間は人格性に到達する。⁽³⁵⁾」
 「労働」こそが、「人格性の自由を、そしてまたその理念を遂行し実現するもの」であって、「労働」は、自然的事物に対する「人間の欲求、Bedürfnis」にもとづくとともに、「諸個人の自己意識と自由とを高め発展させる手段となる」ものでもあり、「本来的な真の生成、人格性の自由な生成」にほかならない。その意味では、本来、「労働は賃金にも資本にもまったく無関係」な、自由な人間の活動なのである。⁽³⁶⁾ところが、「機械の導入」によって、本来の自由な「人格的な」労働から、たんなる「力学的な、mechanisch」労働（人間の「筋力」）だけが分離され、人間が機械に従属した「機械労働」が成立したわけである。⁽³⁷⁾

ところで、シュタインは、「人格性の理念の充足」を、人間の外的「事物、Ding」に対する「欲求の充足」として捉え、「欲求に役立つ事物が事象、Sache」であるとすれば、事象の「価値」は、「その事象によって欲求の充足が果たされる度合」をさす、と規定した。⁽³⁸⁾これは、「個々人の人格性の欲求に対する事象の関係」に注目した、

素朴な使用価値の規定である。のちにマルクスは、『経済学批判』（一八五九年）の中で、シュタインの『国家科学の体系』第一卷（一八五二年）の価値論を批判したが、そのシュタインの使用価値論の原型がここにある。この四六年論文では、「交換価値」はほとんど考慮されず、「生産物の価値」については、「財貨生活の解剖学的考察は、材料の価値、企画の価値、労働の価値を区分した」とされつつも、生産物価格決定論自体はここではもともと断念されているし、賃金との係わりで労働者の「競争」への言及はみられるものの、市場の働き一般にかんする正面からの分析が欠落している。もっぱらシュタインの関心は、人間が道具を用いて行う創造的で「自由な、あるいは人格的な労働」と、機械に支配されたたんなる「力学的な、あるいは自然的な労働」との区別にあるのだが、前者に比しての後者の「機械労働」の報酬の相対的低さの説明としては、結局、「事象の価値の多様性は「労働の」生産物の価値の多様性を、したがって同様に労働の価値の多様性を、必然的に含んでいる」という論点、あるいは、「特定の労働の価値は、それがまさに充足する特定の欲求によって、つねに必ず条件づけられている。つまり、価値と欲求とは等しい」という論点に尽きている。というのは、そこから、「自由な労働の価値と賃金は、力学的な「機械」労働のそれよりも高いものにならざるをえない」と結論づけられるからである。つまり、欲求の多様な水準や質に対応して、それを充足するための労働にも多様な差異があり、その差異が労働の報酬である賃金に反映される、という論旨である。

ただこの場合、注目に値するのは、さらに一步進んで、「力学的・自然的な労働」である機械労働の賃金は、消費者一般の「自然的な欲求」の充足に対応するから、たとえ短期的には「需要と供給によって」変動するにせよ、長期的には、「労働者が自分のために、特定の国において普通の自然的生活必需品を買うことができる大

「大きさ」であり、これが「機械労賃の最低限⁽⁴⁴⁾」をなす、と主張されていることである。こうして「労賃は機械によって絶対的な最低限に引き下げられ」、その結果、「報酬は、働く者たちの自由な自発性と自己規定から引き離され、自然力による決定へと引き込まれてしまった」という「労働者身分」の「認識」が生まれる。いまや「労賃は自分たちの要望にとつては不十分であるという認識」、「この意識がはじめてプロレタリアートをつくる」のであつた。⁽⁴⁵⁾

以上が、この四六年論文の中心論点ではあつたが、実は、こうした「労働」・「賃金」論を支えていた基本視点の方こそが、シュタインの思想発展の大きな方向性を示すものとして格別に重要だと思われる。それは、シュタインが社会主義文献に徴して、現代（当時）の「国民経済学」に欠けているものを「個人の福祉」の視点と捉えたこと、そしてそこから「統治学、Regierungswissenschaft」の名による国家学的任務を展望していることである。本来、この論文の出発点は、国家諸科学、とくに国民経済学はいまや「新時代に入ろうとしている」、というシュタインの確信であり、「時代の精神」をそのつど反映する「新しい動因」に着目して、国民経済学の全般的発展史が、三つの時期に区分された。すなわち、第一期には、「国家の富と必要」が支配したのに対し、第二期は、アダム・スミスに代表され、「国家の代わりに国民の概念が登場する。」しかし、「国家の富は国民の富である」から、「第一期の内容」がむしろ第二期にいつそう拡充され、「スミス以降、国民経済育成策、Volkwirthschaftspflege と財政学とが独立の学問となる」ほどに発展している。⁽⁴⁶⁾

ところが、この国民経済学には「個人」の視点が欠けていると、シュタインはいう。「そうした国富の発展の中で、個人の人格性はどうなるのか、その国富は国民の諸個人にどう分配されるのか」といった問題は、「本来

の国民経済学の関知しない事柄であった。」シュタインにとっては、産業的發展のもとの「プロレタリアート」の出現、「個人が、個人としては生活享受へより高度に参画する権利を与えられ、それが国家によつて認可されているにもかかわらず、産業の法則によつてそこから排除されている、という認識」、この決定的な「矛盾」の「認識」が、「われわれの社会のごく最近の要因であるプロレタリアート」を生んだこと、これが問題であった。「このプロレタリアート、その本質、その諸要因、その諸志向、その諸要求が、今日の国民経済学にはまったく欠けている。……なぜなら、国民経済学は、プロレタリアートの基礎である、個人の人格性の権利という理念に、財貨世界の中で何の余地も認めなかったからである。」いま「新時代が準備されている。」シュタインに従えば、国民経済学の「第三の形態」は、「個人の物質的福祉」が国民経済学の基礎に置かれることによつて成立する。この基礎から、「再び国家財産の教義に、最後には国民経済育成策に到達する」のであり、そうなれば、「もはやたんに全体の福祉だけでなく、同時に個人の福祉も、また、ある考慮のもとでは全体の福祉に対抗してでも、個人の福祉を、守り引き上げる手段と方策にかんする教義をも、「国民経済学は」含んでいなければならぬ。これが、あの新時代の原理である。」⁽⁴⁷⁾

シュタインは、すでにみた四四年論文の場合と同様に、共産主義・社会主義の根本原理として、「個人の人格性とその権利という思想」をつかみ出し、それを通じて「国民経済学」の欠陥をあぶり出すとともに、「社会」の概念を經由して国家の任務に及ぶ。「これまでの国民経済学」は、「生産と消費の科学」であり、「人格的所有にもとづいた、占有の取得と分配にかんする科学」であった。しかし、本来、「占有は、人格性の理念の実際の具体的な実現である」はずなのに、この「国民経済学」には、「あの取得と分配とが到達すべきところの、個人

の人格性の要素が欠けている。」だから、そこでは「個人の福祉」が閑却され、財貨生活の「総体」しか捉えられなかった。ところで、国民全体の「生活と諸運動」は、「占有の取得と分配と」によって条件づけられており、それは「社会」の問題領域に属する。国民経済学が、「その最高の代表、その保護、その指導、その援助を、国家に見出し、もって国民経済育成策が、一個の独立した科学として国民経済学から区別されているように、社会の科学も、必然的に、社会を引き上げ醇化することを、国家の一独立任務にし、この任務のために、自ずから独自の規則と法則を發達させることになる。」シュタインは、「このいわば實際的な社会の科学」、「国民の社会的な生活の支援にかんする諸原理」を「統治学」と呼んだ。「統治学」は、「個人を一般情勢の基礎とし、個人の福祉の支援を全体の福祉の土台としなければならない。」⁴⁸この見地は、四四年論文同様、社会主義・共産主義と国家学との対抗論の構図の中で、いわば前者のエキスの後者による積極的吸収の結果である。「社会主義文献の意義は、それがいままで本質的には、この欠落していた隙間を将来埋めるべきものの代わりになっている点にある」と、シュタインは評価した。しかし、「社会主義文献の考え方は、今日の社会の諸原理と決定的に矛盾しているがゆえに、誤っている」と、あっさり拒否された。⁴⁹

このようなシュタインの基本視点からみれば、「労働」と「賃金」、そして「プロレタリアート」の問題は、新しい産業社会における「統治学」あるいは広く「国家学」全体の意義と役割をとくに浮き彫りにする、基礎的に重要な契機をなすものであった。その意味で、この四六年論文の目的は、「労働」問題のたんなる経済学的分析にあったのではなく、「労働」問題を通して、スミス以前ではない近代社会における「統治学」・「国家学」の再定立の必然性と、その実践的対応能力とを、「社会主義文献」に対抗しつつ示すことにあったというべきであ

ろう。だからこそシュタインは、この「労働」・「プロレタリアート」問題に対する「統治学」サイドの任務と方策を、つぎのようにかなり具体的に提示したのである。まず、「社会主義理論」の主要論点の一つであった「労働の権利」——「個人が労働によって自分の生計を確保する権利」——という問題を、「統治学」は「受け止め」て、「労働の機会」の創出を課題とする。それは、理論的には「労働の組織化、die Organisation der Arbeitの問題」であったし、すでに実行されつつある「一連の実定的な施設や法律」——「工場労働一般および、とくに児童労働にかんする法律、自前の工場裁判の制度、公的な工場スタンプ制の導入、工場建物の建築にかんする規則、トラック・システムおよび小屋制度「労働者住宅の賃貸」の禁止など」——も、「統治学」の実践面での対象であった。⁽⁵⁰⁾ また、上述の「機械の導入」に対応し、かつ、「自由な労働」を確保するために、シュタインは、「統治学」にもとづいた方策として、第一に、労働者「教育」によって、より高度な労働の能力を労働者に賦与すること、第二に、「機械制度を最高の段階にまで完成させる」ことによって、「自然的な労働」から労働者を解放すること、という、まさに「人格性」論者にふさわしい二つの前望的提案を行ったのである。⁽⁵¹⁾

こうして、一八四四年・四六年の二つの論文において、その後のシュタインの、行政学の国家学的体系化に向けた基本的な視点と方向性が、すではっきりと示されていた。第一に、哲学的思考の、そして「国家学」の、出発点としての「個人の人格性」、第二に、「個人の人格性」の自由な無限の開展という人間の自己規定（使命）と、現実の「占有」の偶然による制約された存在とのあいだの「矛盾」、あるいは、法的には市民として対等に認可されている生活享受権と、現実には「産業の法則」に支配された「プロレタリアート」の存在とのあいだの「矛盾」、第三に、「個人を超越した」「一般的な人格性」としての「国家」、個人的な弱さや限界と人格一般の

完成との調停者」、すなわち上記の「矛盾」の「調停者」としての「国家」、第四に、共産主義・社会主義の思想に対するオルタナティブとしての、私的所有を前提とした「国家学」、また、その「内容」・「目標」としての「個人の福祉の支援」と、「統治学」的な具体的実践対応、第五に、「人格性の自由」を実現する人間活動・「人格性の自由な生成」としての「労働」概念と、労働者教育の重視、——これらは、一八五〇年代以降のシュタインによる国家学の体系化と、とりわけ国家と社会の二元論にもとづく国家行為論としての行政学の構築において、最も基礎的な構成要素として生きつづける。

四 「社会」の運動と「国家」の任務——一八五〇年

しかし、「国家」を、現実の市民社会における「矛盾」の「調停者」と捉えるというだけならば、それはヘーゲルにおける「国家」規定と差異はないし、むしろヘーゲル自身が、国家による共同的配慮としての広義の福祉活動を、ドイツ伝来の内務行政の名称「ポリツアイ」をもってすでに折り込み、しかも市民社会の人倫的回復に向けた装置として、官僚制度とゲノッセンシャフト的職業団体（コルポラツィオン）とを用意していた。けれども、いまやシュタインにとって問題なのは、何のための「国家」活動なのか、という点であった。

ややさかのほれば、一八四三年の秋からキール大学法学部で私講師として公法諸科目の講義を開始した頃、シュタインは、コッタ社からの『ドイツ四季報』への寄稿依頼について、編集者グスタフ・コルプ宛の一〇月二〇日付の書簡で、「ドイツの共産主義」についてはまだ無理だが、当面「唯一書けるとすれば、それはヘーゲルの

哲学を、共產主義の根本思想との関連の中で叙述することです。」⁽⁵²⁾と述べている。そして、上に見た第二論文と同じ年、一八四六年のシュタインの講義草稿「法哲学の歴史」の中には、ヘーゲルのもつ根本的な限界に対する認識を示す、つぎの一節が現れる。「法哲学の全体は、個人、個人の無限の規定 *Bestimmung* の原理にもとづいている。ヘーゲルにあるのは、個人の無限性ではなく、全体、全体の無限性ではない。それゆえに、かれが到達するのは、国家とその有機体との自由でしかなく、国家市民の自由ではないのである。」⁽⁵³⁾ここまでくれば、ヘーゲルに対するシュタインの自己差異化とその方向は明瞭である。

いま、巨視的にふり返れば、ドイツにおける市民的自律の思想は、カントの純粹理性法の形式的普遍性によって、法形式論がヴォルフの旧自然法論の啓蒙絶対主義的・後見主義的「幸福主義」を断ち切る形で成立した。しかし、法の内容や目的を超越した、この形式的普遍性は、個人の自由と自律を道徳原理上に、新自然法論的に確保した半面、本来「法的状態」の説明原理にすぎない法形式性自体からは、法規の具体的内容や現実の社会的対立の調整原理は出てこなかった。一方、すでに啓蒙の個人主義への限界認識に立ったヘーゲルは、カントの形式的理性法論の實在性の欠如・その積極的意味の喪失を批判して、人間共同体の具体的な現実生活（社会的特殊性）を対置し、「市民社会」の分裂という新事態を克服する救済者として、あらためて「国家」を定立した。これに対して、シュタインは、自由と共同との統一というヘーゲルの根本課題を継承しつつ、ヘーゲルの観念論（絶対精神）を批判して、国家哲学ではなく、現実の「社会問題」に対する実践的な国家「行為」の学として、「国家学」を、そしてとりわけ「行政学」を構想する。それは、哲学的「人格性」理念に導かれつつ、しかし徹底して現実の「社会」の運動法則から法と制度を捉え、「人格性」理念から乖離した現実の中に構造的「問題」

を見出し、その実際の解決を迫る立場である。

このシュタインの学問的立場を明瞭に示しているのは、一八七六年の著作『ドイツの法学および国家学の現在と将来』である。本書の目的は、一八五五年以降ウィーン大学法・国家学部で法哲学・国民経済学・財政学・行政学を講じていたシュタインが、ドイツにおいでますます支配力を強めつつあった、法学における実証主義と「法科万能主義」とを批判し、哲学とも法学とも異なる「国家学」の独自の意義と、とくに高等職業教育におけるその役割とを主張することにあつた。すなわち、「哲学は、有機的体系へと形成された、静止した平等とその存在の調和との理念であるのに対して、国家学は、生きている不平等とその活動との有機的体系へと発展した、行為の哲学である。」また、「実定法を絶えず作ってきた力、また永遠につくつてゆく力は、国民経済的・社会的生活の運動である。この力の諸要素・諸概念および生活過程をわれわれに示す学問は、国家学である。それゆえ、法学は、法によつて成立するのではなく、わたくしが「個人が」特定の法を、国家の中の経済的・社会的な諸力の結果として理解することによつて成立するのであり、それらの諸力がその法を生み出し、また生み出さざるをえなかつたのである。したがつて、法学は、国家学によつて现实生活に役立つようにされた法哲学なのであつて、国家学は永遠に一切の法学とその歴史との唯一の眞の源泉であるだろうといわねばならない。」⁽⁵⁴⁾

こうしてシュタインは、実定法形成の根因を経済的・社会的な諸力と運動に求め、「一体としての现实生活の科学」たる「国家学」を、法学成立にとつて不可欠の大前提と位置づけたのであつて、この観点から、法形成を規定してきた現実の「社会秩序」を、「血族社会」・「身分制社会」・「公民社会」の三段階に分類し、各段階の法形成原理をその「社会」の生活原理から説明しようとした。そして、法と国制を「社会秩序」のあり方に由来す

るものと捉えるこの見地は、後年の行政学の体系化努力においても根本的発想をなし、最晩年の『行政学綱要』第三版（全三巻、一八八七―一八八八年）でも、この立場と法実証主義批判とが貫かれる。

こうした「社会秩序」、とりわけ所有のあり方をめぐる人間関係に基礎をもつ、シュタイン独自の「国家学」の構築のためには、すでに出発点として獲得された「個人の人格性」あるいは「国家市民の自由」の視点から、「国家」の本源的意味と、「社会」に対する「国家」の実践的機能とを問いなおすことが必要であった。一八四二年のデビュー作の第三版にあたる、一八五〇年公刊の新著『一七八九年から今日に至るまでのフランス社会運動史』（全三巻）は、まさにその作業を、社会と国家の相互関係を軸に、概念論的基本原理・歴史的例証・国制類型論の諸相を含みつつ、全面的に展開し、したがって後年の行政学の体系化にとっても事実上の出发点となったものにほかならない。

本書における基本的論理構成は、「人間の共同体」における歴史貫通的な基本原理にかんする論点と、それを土台とした、ヨーロッパ史的な二種類の課題、すなわち、「政治的革新」または「政治的改良」の課題と、「社会革命」または「社会改良」の課題という、いわば三つのカテゴリーから成り立っていると考えることができる。シュタインは、「政治的改良と政治的革新は終わった」、「それに代わって社会改良と社会革命が現れた」と述べ、後者の課題こそが「現代の、固有に社会的な問題」だとの認識に立つ。いいかえれば、ブルジョワ的な政治革命または上からの改革が生じざるをえなかった歴史的必然性と、その後の、現に展開されている資本・労働関係のもとでの社会的な基本課題とを、それぞれ明示することが、本書の狙いであった。この点、シュタインが、身分制的旧社会を「占有を基礎にして築かれた社会」、資本・労働関係の支配する新社会を「財貨の」獲得を基礎

にして築かれた社会」と呼んで両者を区別し、後者における、「たんに労働するだけの無産階級の従属に対する国家権力の課題と力」⁽⁵⁶⁾という主題に、最終的な焦点を当てようとしたことに留意すべきであろう。

そのうえで、あらかじめ本書の基本的諸論点を整理しておけば、つぎのようにまとめられよう。第一に、「人間の共同体」における、一方の「国家の原理」、すなわち全員の自由な人格的發展という純粹理念と、他方の「社会の原理」、すなわち「所有」をめぐる他人を従属させずにはおかない現実の個別「利害」、これら二つの原理がつねに対立していること、第二に、「社会」における「財貨生活の諸法則」に規定された支配・従属の二階級の成立と、支配階級による国家権力の排他的利用とが、つねに生じざるをえないこと、第三に、「占有」にもとづく旧社会では、不労・支配階級と勤労・従属階級とが対立したが、後者の労働による所有の獲得が最終的に法的平等を確定させたこと（「政治的改良」または「政治的革命」）、一方、第四に、「財貨の獲得」にもとづいている現代社会では、資本と労働の二階級の対立、前者への後者の従属が生じているが、それ自体が問題なのではなく、固有の「社会問題」の核心は、労働者が資本の獲得から排除され、その結果、人格的發展を阻害されている点にあること、したがって第五に、労働者に資本獲得の可能性を開くことが「一切の社会改良の原理」となることと、またこの場合、労資間の「利益の相互性と連帯性」が期待されること、第六に、「国家の原理」は、国家「意志」形成への諸個人の参与の形式である「憲政」と、国家原理の内容を「行為」によってあらわす「行政」とを含むが、先行した「政治的」革命・改良が「憲政」の変革にあったのに対して、現下の「社会改良」の任務は「憲政」ではなく「行政」に帰属すること、そして第七として、「国家の原理」を最もよく体现しうる国制は、階級利害を超越した元首をもつ王制であり、シュタインがフランス政治史から読み取ったように、「国民主権」は階級

的な「社会の主権」を生み、それは「独裁」という自立権力に帰着しうること、以上の諸論点である。

シュタインに従えば、個々の人間は、「人格性」の無限の発展への使命と、さまざまに制約された現実存在との「矛盾」の中にあるが、これを解決するものが「人間の共同体、Gemeinschaft」、すなわち「個々人が多数で相互のために現存していること」である。この「共同体」は、「人格的使命」による「必然的なもの」であるから、諸個人の生活から独立した、それ自身で「意志」をもち「行為」する一つの自律的な「人格的生活」である。つまり「国家」とは、「その人格性における意志および行為として現れる人間の共同体」⁽⁵⁷⁾、「人格的統一体」にまで高められた、すべての個々人の意志の共同体」である。そこで、国家と個人との関係についてみれば、「国家に就ての客体」は「すべての個々人の独立した生活」であり、「すべての個々人の発展の尺度が国家そのものの発展の尺度となる」から、国家は、「すべての個々人の発展すなわち進歩、富裕、能力および知性をめざして、国家自身の最高の権力を通じて努めなければならないであろう。」シュタインは、これを「国家の原理」と呼び、ここに国家の「必然的な」「最高の任務」を認め⁽⁵⁸⁾た。つまり、国家を「純粹概念」としてみれば、「自由、すなわち各個人の最も完全な自律が国家の原理であり、「国家の生の原理は、その権力によって各個人を最高度に完成させるという任務である。」⁽⁵⁹⁾」。

「人間の人格的共同体」・「最高の人格性」としての国家は、上述のように、独自の「意志」と「行為」の主体と規定され、そこから、行政学の構築を展望させる二つの基本概念が設定される。すなわち、「人格的国家意志の形成と決定」とに個々人が参与する有機組織」を意味する「国家の憲政、die Verfassung des Staats」ならびに、国家の「意志」が「対象」を得て「行為」する、国家機関を通じた活動としての「国家の行政、die Verwaltung des

Staats」にある。「憲政」は、国家意志形成への個々人の参与権を要求し、「行政」の任務は、「国家の手段を用いて、すべての個々人の最高度の発展を促進するように努める」ことである。⁽⁶⁰⁾

一方、国家の客体である「すべての個々人の独立した生活」は、「それ自身の法則に従って運動し前進する」⁽⁶¹⁾。この、国家の中でありながら国家に対立する、「自然的な生活要素」の領域は、「労働」と「財貨生活の諸法則」のもとで形成された一定の「秩序」、「個々人の、他の個々人に対する関係」である。各人の人格的發展は「財貨の獲得」に依存しているが、すべての財貨（労働の素材）は私的財産にされているから、「労働力以外何もたないすべての人々は、財産を所有する者に従属して」⁽⁶²⁾おり、したがって「人間共同体の秩序」は、つねに「所有者への所有しない者の従属の秩序」である。こうして「財貨の分配によって制約され、労働の有機組織によって規制され、欲求の体系によって動かされ、家族とその権利とによって特定の門閥に継続的に結合されている、人間生活のこの有機的統一体が人間社会である」⁽⁶³⁾。各人は自己の「人格的完成」をめざしているから、「すべての社会には、自分が独立し他人を従属させる手段を獲得する活動があり、それがすべての個々人の生活を支配している」⁽⁶⁴⁾。こうした活動の基礎にある、「他人の力を自分自身の目的のために利用する」という意識が「利害、Inter-esse」であり、これをシュタインは「社会の原理」と捉えた。

その結果、「国家の原理は、最も完全な自由へ、最も完全な人格的發展へ向かって、すべての個々人を高めることである」のに対して、「社会の原理は、個々人の他の個々人への服従、他人の従属による個々人の完成である」から、これら二つの原理は「直接矛盾している」⁽⁶⁵⁾。国家と社会は、「まさにすべての人間共同体の二つの生活要素」であり、「人間共同体の生活の内容は、国家と社会、社会と国家の絶えざる闘争にならざるをえない」こ

とになる。⁽⁶⁵⁾

しかしこの場合、「国家は社会の外には、いかなる現実の実存もたない」から、純粹理念としての国家は、本来的に「無力」である。「国家はその意志の決定と、その決意の実行とを個々人にゆだねなければならないので、一般に社会生活が必然的かつ不可避免的に国家の生活の中へもち込まれる」⁽⁶⁶⁾。その結果、「社会における支配階級は国家権力を占拠し、特権、身分およびカストを作り出し、憲政と行政を、自分たちの利害に即して整備することによって、かれらなしには存在しなかつたようなものを国家の中にもち込む。……国家の真の本性は従属に対する闘争を要求しているのに、国家はその権力によって従属を正当化し、擁護する。……国家は不自由になつたのである」⁽⁶⁷⁾。しかし、有産者の財貨所有自体は、「かれの人格的使命の達成」にはかならないから、非難されるはならない。解決されるべき「真の矛盾」・「真の不自由」は、「上層階級が、下層階級を……財貨の獲得から閉め出すために、自分たちの権力を用いるときに、はじめて発生する。」つまり、「諸階級の關係が、支配階級によって支配された国家権力を通じて、特権、身分およびカストに法的に固定され、個々の進歩する人格の労働にとつては、階級關係が国家意志に保護されることによつて不可侵にされる」こと、これが問題であつた。⁽⁶⁸⁾

ところで、「国家の原理」一般の実現は「憲政」と「行政」との任務であつた。したがつて、理念上の一般原理としては、「下層階級の従属を取り除くために、国家は、まず憲政においては、公権の平等を最高の法原則として定めるであろう。行政においては、国家は下層階級の向上を国家活動の本質的な対象にするであろう」⁽⁶⁹⁾。しかし、理念的にはそうであつても、国家は「社会秩序」によつて支配され、「社会秩序」は「財貨の分配」によつて制約されているから、「憲政史」は、何らかの「占有」を国家意志への参加の条件にすることで貫かれてき

たし、行政の「官職 Amt」はつねに支配階級によって占められてきた。つまり、従属を撤廃する「自由の運動も、国家生活の領域においてではなく、社会秩序の領域において開始され進行せざるをえない。」上述のような身分制的旧社会において、「他人の労働から所得を得る不労働階級」が「勤労・従属階級」を国家権力から排除している状態は、「勤労・従属階級」がみずからの労働によって財貨と教養を獲得し有産化することによって、変革を余儀なくされる。つまり、ここに「政治的改良」または「政治的革命」が、「法的平等の確定」を旨として、法と「憲政」を変更する⁽⁷⁰⁾。

しかし、シュタインにとつての本来の「社会問題」は、ここから始まる。「政治的」変革以前の、「占有を基礎にして築かれた社会」では、「有産階級は労働しなかつたし、またそのことによつて無産階級が社会的財貨を獲得することを可能にした」が、新社会、つまり「財貨の」獲得を基礎にして築かれた社会」では「有産階級は労働するし、また、競争として現れるところの、有産者のこの労働こそが、あの財貨の獲得を無産者に不可能にするのである。」⁽⁷¹⁾というのには、「利潤」と「労賃」との対抗関係のもとで、「資本」は、「資本の利害」によつて、労賃を「労働者に資本獲得をまったく不可能にするだけの高さ」にするから、「資本をまったくもたない者は、資本をまったく入手することができない。」⁽⁷²⁾ここでは構造的に、「無資本の労働が資本の獲得から排除されている」。これが、固有の「社会問題」の核心であった。

その結果、シュタインの「社会問題」対応論策は、無産の労働者に資本獲得の可能性を賦与することに集約され、それが「社会改良」の中心課題となる。この場合、「共産主義」・「社会主義」は、ともに「個人的財産の否定」という不可能事を含むがゆえに拒否され、「社会革命」は、たんに支配権を資本から労働へ交替させるだけ

だとみなされ、教養と財産を有していない「プロレタリアートには、国家権力を掌握するための真の内面的資格が欠けている」⁽⁷³⁾と断定される。ここでも、「資本の占有自体は、人格的生活のより高度な発展段階にすぎない」と位置づけられるから、「資本が労働の成果であるかぎり」、有産者への労働者の従属自体は問題ではない。上述のように、身分制的旧社会と異なり、ここでは有産階級も「労働」するのである。シュタインにとって、人間の「自由」とは、各人が「自分自身の活動によって、自分の人格的な、絶えず新たな自律によって、この「外的生活の」支配に到達しうる能力」をもつことである。「獲得社会」における「人格的自由の使命は、最下級の労働力が資本所有に到達しうる能力をもっていること」にあり、この「能力」によって、各人は、あの「従属を突破する可能性」をもつことになる⁽⁷⁴⁾。だから、階級の解消や労働者への全面的援助ではなく、「精神的財貨」である「教養」と並んで、「資本獲得の可能性が労働に与えられること」が「一切の社会改良の原理」⁽⁷⁵⁾となる。

しかもこの「精神的教養と、小所有の獲得の可能性とは、労働が最高度に発展をとげる条件であると同時に、したがって資本にとって最高の利得の前提をなす条件でもある」。つまり、ここでシュタインは、「労働の犠牲」を強いる「個別資本の特殊利害」とは別に、「一般的な資本利害」を想定し、有産階級の賢明な熟慮に訴えて、利潤分配制をも示唆するような労資両階級間の産業平和を展望する。すなわち、労資間の「敵意」は資本利得を妨げ、大きな「危険」をはらんでいるのに対して、労働技能の向上と労働者の富裕化とは、かれを「購買者」にすることに⁽⁷⁶⁾よって、労働者のための支出でいったん減少した「資本利得を、間接的に再び引き上げる」。「労働に教養と利得とを得させるために資本利得が提供されるならば、自分の要望をみたく資本利得を維持し促進することは、労働者の利益である。労働が有能かつ積極的になれば、そのような労働の前提をなす諸条件を提供するこ

とは、資本家の利益である。両身分の対立に代わって両者の利益の相互性が現れ、事物の新しい秩序が始まる。」この「利益の相互性と連帯性」を、「とりわけ支配・有産身分が認識する」ことを、シュタインは期待した。⁽⁷⁷⁾

この労資の「利益の相互性」論は、資本の一方的勝利は労働者だけでなく資本自身に対しても不利益を帰結するという論旨を含んでいた。この点は、まもなく『国家科学の体系』第一巻の中で、つぎのように定式化される。「企業資本は、できるだけ広範な売れ行きを当て込めば当て込むほど、労働者の貧困化によってますます購買者を失い、したがってまた、ますます市場を失う。……こうして、資本の勝利は、資本をもたない人々の貧困化を生み出し、資本をもたない人々の貧困化は、資本の価値の縮減を生み出す。……そして、最後の決定的な状態、すべての経済的矛盾の実現態、すなわち、労働をもたない資本による、労働能力ある人々の貧民救済、*Memmerstützung* が現れる」と。これは、労働者の所得を消費者需要と捉える視点であり、シュタインは「再生産的消費 *reproduktive Consumption*」の循環を想定することによって、資本の熟慮と譲歩を要請したのである。⁽⁷⁸⁾

しかし、こうして教養と小所有の獲得の可能性の賦与に収斂する「社会改良」それ自体は、既述のように、本来、「国家の原理」の実質内容的実現をめざす「行政」の課題であった。すなわち、「行政」は、国家意志の「行為」として、「国家の手段を用いて、すべての個人々の最高度の発展を促進するように努める」ことを任務とし、「下層階級の向上を国家活動の本質的な対象にする」ものであった。そして、有産階級が国家権力を支配し、「国家の行政」を掌握しているのであるから、いまやこの「行政」こそが、「無産階級が有産階級の社会的見地をみきわめる標識」であり、上記の「利益の相互性の理念が国家の実際生活の中へ入り込む地点」である。階級間の「内乱」を避けようとするれば、「憲政は、不可侵に、有産階級の手中にとどまらねばならない」だけでなく、いわば

その見返りとして、「行政は、労働階級の本質的な利益、すなわちすべての個々の労働者のための資本の獲得を、国家権力のあらゆる手段を用いて支援するように、絶えず努力していなければならない。」⁽⁷⁹⁾これがすなわち、「社会改良の行政 *Verwaltung der sozialen Reform*」の必然性であった。

したがって、こうした文脈においては、上昇展望の可能性さえ与えられるならば、労働者は自足し、自律的に人格的發展に努めることができるはずなのだから、「社会問題」が「行政」によって克服されれば、国制のあり方、すなわち「憲政」は、労働者にとっては関心外のことになるはずだとみなされる。シュタインからみれば、無産階級が民主主義的「国家形態」を要求するのは、「憲政そのもののため」というより、むしろ「行政をつうじて自分たちの利益を手に入れることができることを狙って憲政を支配しようとするのである。」だから、「もし有産階級が、無産階級の気持ちになって労働者たちの運命の引き上げをめざして、かれらの教養と、たとえ少しづつであれ資本が獲得できる可能性とのために国家行政を提供すれば、無産階級は、自分たちの諸利益が促進されるにつれて、憲政の形態に対しますます無関心になるであろう。この行政については、王制、独裁、貴族制そして民主制のどれもが同等に可能なのであって、それも、獲得された所有は結局最後には不自由を不可能にするからだし、したがってまた、獲得の促進は自由の促進になるのだから、そうなのである。」⁽⁸⁰⁾これが、シュタインの——有産階級主導型の——「相互利益の共和制 *die Republik des gegenseitigen Interesses*」であった。

こうしてシュタインは、「社会問題」対策としての「社会改良」における「国家行政」の決定的重要性和、国家意志形成の形式である「憲政」、すなわち国制のあり方の、この面での劣位とを示したが、シュタインの国制論という点では、「国家の原理」を最もよく体现する国制とみなされたのは王制である。「あらゆる『国家』形態

の中で王制という形態が、独立した人格的国家の実存の最も純粋な表現である⁽⁸¹⁾、と。しかし、シュタインの場合、 \wedge Kingdom \vee という術語は、「憲政の一形態」としての「王制」だけでなく、むしろ「すべての憲政の前提」である「純粋な国家理念の担い手」・「国家の人格性の人格的代表」としての「王位」という、本来の意味をもっている⁽⁸²⁾。すでにみたように、国家理念の自立は、つねに「社会」の、とくに支配階級の「利害」によって脅かされているのであるから、社会の特殊利害の圧力をはね返し、その上に立つ国家理念の自立性の「普遍的表現」として、「王位」に特別の意義と期待とが込められる。「王位の最も内奥の本質に照らせば、つぎの命題が確実である。すなわち、王位は国家権力を、自立したものとして、社会の諸階級の上に据え、という使命をもち、またそれを果たしてきたこと、そして、まさにそうすることによって、王位は、一切の真の社会的自由の自然的かつ必然的な担い手になったこと、これである⁽⁸³⁾。」シュタインは、ギリシア・ローマにはない「ゲルマン諸国家」に固有の歴史に、それを見る。「あらゆる社会的諸利害を超越し、その本質からして、国民福祉のあらゆる要素の発展以外のどんな任務も有していないもの、それが、ただ一つだけ存在する。そして国家のこの機関が王位である⁽⁸⁴⁾。」

こうして、王位は、「純粋な国家理念の担い手」として、あの「国家の原理」の実現、「最も完全な自由へ、最も完全な人格的發展へ向かって、すべての個人を高めること」をめざすものであり、「社会の諸階級とそれらの諸対立とを超越している」、と措定される。しかし、「支配的社会階級はこれに対抗し、自発的かつ自分のために国家を支配しようとする。」この王位と支配階級との「闘争」において、「王位は最後にはつねに打ち負かされる」が、王位が自己の自立を保持するためにとりうる「唯一の確実な方途」は、「国家における最高権力にふさ

わしい深慮、尊厳および力のすべてを用いて、国民福祉と自由との名において、社会改良の先頭に立つことである。」⁽⁸⁵⁾に、「社会改良の王位」「したがって王制」*ein Königum der sozialen Reform*」が、「国家理念」に等しい「王位」の原義の再確認として、ただし、もとより現代的「社会問題」への不可避的対応として、提起されるのである。⁽⁸⁶⁾したがって、逆に「国民主権」は、社会階級による国家支配、すなわち「社会の主権 *die Souveränität der Gesellschaft*」に帰着するものとして、拒否される。「王位のない国家において、国民主権が原理として承認されるやいなや、ただちに社会の主権が国家秩序の現実の基礎となる。」⁽⁸⁶⁾

五 「福祉国家」・「法治国家」・「社会的国家」

さて、以上のように、一八五〇年の『フランス社会運動史』によって、国家と社会の対立論をベースにしたシュタインの「社会改良」国家論の基本構成が成立した。ここでは、資本・労働関係に律せられた近代「社会」の従属階級の経済的・人格的不自由——「社会問題」と名づけられたもの——に対して、個々人全員の自由と人格的發展とを使命とする「国家」の理念が、その代表たる「王位」を経由しつつ、社会的に「行為」する国家の「行政」によって、全員の自由を実現しようとするのである。「社会」における特殊諸利害の闘争と支配階級による国家支配とに抗して、「国家」の人格的理念は、全員に自立的發展の可能性を与えようとする。この「国家」の人格性は、その国家理念の志向内容が示すように、すでに四〇年代にシュタインが獲得した「平等原理」と「個人の人格性」という啓蒙思想の基本原理を包含し、前提としている。つまり、全員の法的平等と個人の自由という公民社会の原理は、国家の理念に投影され、上記の「社会問題」が現存するかぎり、国家が、自立した

「行為」人格として、階級的特殊利害を超越して社会に介入することを余儀なくさせるのである。その介入のカテゴリ―、「社会改良」を内容とする国家「行為」の展開次元が、「行政」であった。したがって、この「国家の行政」は、つねに社会の支配階級による「行政」掌握衝動と、国家理念の内容的遂行という「行政」本来の使命との、せめぎあいの中に立つことになるから、「行政」と国家との自立性を保持するためには、「行政」は社会的諸対立の調整——社会的不平等の一定の是正——を本務とせざるをえないであろう。すぐれて実践的な意味をもつ、この点の原理的究明が、「行為の哲学」としての「国家学」、そしてとくに「行政学」の中心主題となる。

既述のように、シュタインの国家人格性論においては、「憲政」が国家「意志」形成への国民の参与の形式であるのに対して、「行政」は、その「意志」に規定された「行為」、「現実の国家任務における国家の行為」であり、行為を通じて意志に「内容」を賦与するものである。「憲政」における「立法」は、たしかに、法律を通じて「憲政適合的に」*verfassungsmäßig*行政を規定するが、このたんなる形式は、現実の国家生活の中で「行政」によって社会的内容を獲得しなければ意味がない。この「憲政」と「行政」との「相互作用 Wechselwirkung」を、シュタインは、たとえば最晩年の『行政学綱要』において、「憲政は、その最も固有の概念からみて、行政の行為がなければ無内容、*inhaltlos*であり、行政は、その概念からみて、憲政がなければ無力、*machtlos*である」、と総括した。「行政」は、「憲政」に従属した、一方的な被規定物なのではない。むしろ、「憲政は、行政の任務を理解することによって行政の法律を作るだけ」であり、「憲政の大きな機能は、行政に、その基準と秩序とを与える点にのみ、存している。」「ある憲政がもっている価値は、その憲政が行政にとって、しかも行政全体における高度の統一性にとつて有している価値に、応じて決まる」のであって、「たんなる憲政の抽象的原理によって

のみ与えられうるものではけつ、い、ない⁽⁸⁸⁾のである。

国家の「行為」としての「行政」が担う積極的創造性は、国家の「労働」として把握される。シュタインの概念世界では、「意志」をもち「行為」する「人格」主体としての国家は、無限の自己完成に向けて「労働」する。われわれは、すでにみた一八四六年の「労働」論文を想起しよう。いま、『行政学綱要』でも、——シュタインの不変の見地として——諸個人の発展が国家の発展と等置され、「国家的労働の内容は、けつして国家自身ではなく、国家をまさにそれ自身形成している共同体の構成員、全員の個人的発展の諸条件の全体である」と規定される。だから、「国家の労働の概念それ自体が、国家の行政の概念である」と。この「労働する国家、*der arbeitende Staat*」という「行政の有機的概念」によって、「全員の個人的発展の諸条件」を創出するために積極的かつ広範に行爲し労働する行政国家、「社会行政 *die soziale Verwaltung*」の国家が、行政学上に根拠づけられる。シュタインの学問的出立以来の、国家における「人格性」のアナロジーは、一貫して思弁的有機体論の外貌を生み出しつつ、いまや、外界に対する行為主体としての国家の位置とその創造的活動性（行為能力）とを鮮明化するのである。⁽⁹⁰⁾そして、この「行政」の能動性は、行政官庁を拠点に、「憲政」による「法律」決定の前後、すなわち、「法案」の作成における「行政のイニシアティヴ」と、「法律」の実施における「命令 *Verordnung*」の作成との両面で、現実生活上での実質的作用力を保持することになる。⁽⁹¹⁾

こうして、シュタインの行政学の体系は、国家人格性を代表する「国家元首」、人格性の意志としての「立法」、行為としての「行政」の三者からなる人格的国家を前提としていたのであって、そのうえで、「行政」は、「執行」一般と「固有の意味での行政」とに分けられ、後者はさらに、(一)「国家経済 *Staatwirtschaft*」、(二)「司

法 Rechtspflege」(三)「内務行政 Innere Verwaltung」の、三つの「現実の国家任務」に分類された。そして「内務行政」は、①肉体と精神をもつ人格的生活(人口・保健・教育・文化など)、②経済的生活(土地・交通・金融・信用・農業・工業・商業など)、③社会的な生活(家族・救済・就業など)に区分された。また、「行政の有機組織」の面からは、上記(一)～(三)の三領域からなる「国家行政」と並んで、執行権(政府)の「上級監督」下にある「自由な行政」という分野が設定され、「地方自治 Selbstverwaltung」と「団体制度 Vereinswesen」とが、これに配置された。⁽⁹²⁾シュタインがヴイーン大学を停年で去る前年に最終巻が出た、全八部一〇巻の『行政学』(一八六五―一八四四年)は、以上の諸分野の内、(一)と(二)とは事実上除いて、残り全体を、個別分野ごとに、できるだけ網羅的に展望しようとした総体系であったが、その列举主義的分類法のゆえに、終わりのないトルソにとどまらざるをえなかったといわねばならない。ただ、ここでは、執行権すなわち政府と並んで、「地方自治」と「団体制度」とにも一巻ずつを当てていること、また、当然主項目をなした「内務行政」として、人口・保健・ポリツァイ・国民経済に各一巻を、しかし教育には三巻(古代・中世・近代)を割いていることが注目される。

しかし、「行政」諸分野のそうした体系化と外延的ひろがりという側面とともに、なおいつそう留意と再確認を要すると思われるのは、「行政」としての国家干渉行為の目的と干渉水準が、上記のように、「全員の個人的発展の諸条件」の創出に置かれていた点である。『フランス社会運動史』で、国家による「社会改良」が、教養と資本獲得の可能性の賦与に集約されたように、「行政」の任務は、全員に――従属階級にも――自立的発展の可能性を開くための前提条件を提供することであり、それ以上でもそれ以下でもない。この点を、シュタインは『行政学』の中では、「行政活動の限界 Gränzeの原理」として、つぎのように述べる。

「他人が必要としているものをかれに与えることが、眞の援助や賢明な愛情なのではなく、それ「援助や愛情」が始まるのは、他人に欠けているものを、かれが自分で獲得する可能性を、かれに提供する場合である。」

「個人の自立性」こそが「固有に人格的な本質」なのであって、「諸個人に対する共同体の任務が始まる」のは、「かれが自力ではもはや自己救助できないとき」であり、「自力では作り出せないような諸条件を賦与する」ことによつてである。したがつて「行政の単純な原理」は、つぎの通りである。「国家がその行政を通じて給付すべきものは、個人が自分自身では作り出すことのできない人格的・経済的・社会的發展の諸条件を確立すること以外にはまったくないのであつて、この「諸」条件を利用することによつて、自分の生活を形成し發展させることについては、国家はそれを個人およびかれの自由で自主的な行為に委ねなければならぬ。」——こう述べたシュタインは、私的所有を個々人の人格的發展にとつて不可欠の条件と位置づけたのと同様に、市民的・ブルジョワ的啓蒙主義において一貫していた。しかし、その立場は、単純な個人主義的自由主義のものではもとよりなく、自由と共同との統合を課題としており、それを、諸個人の自立的發展のための前提条件の「共同体」的供給として集約した。それゆえにまた、シュタインは、『行政学』第一巻を、イギリス行政史・自治制度の紹介者ルードルフ・グナイストに捧げ、さらに、上記のように、「地方自治」と「団体制度」とを「行政」範疇に取り入れて、「統治機関」とは異なる「行政体 Verwaltungskörper」概念⁽⁹⁴⁾によつて、法人格、地方自治体、ゲノツセンシヤブトの各種団体と、それらの行政法上の位置とへの周到な目配りを先駆的に示したのである。シュタインのこの「自由な行政」のカテゴリーは、社会的・階級的な利害対立を、協同的な団体制度を通じて調整し組織化する機能が期待されており、「相互利益の共和制」の社会的制度化局面としての位置を担っている。⁽⁹⁵⁾

こうして、諸個人の自由な人格的發展という、シュタインの、ほぼ学問的出发点以来のライト・モチーフは、国家と社会の対立論の中で鍛えられ、「行政」国家論の根底に据えられたのであったが、この人格性概念を基礎とするシュタインの学問全体は、上述のように、法の前での平等と私的自治という、公民社会の近代原理と、資本制的現実におけるその阻害状況とへの、二重の認識（その接合点としての「社会問題」認識）によって貫かれていた。そしてシュタインは、前提としての公民社会原理の、法形式的な確立を「憲政」の課題とし、資本制的「社会問題」全般への実質的な実践対応を、私的自治のための前提条件の公的供給と捉えて、それを「行政」の任務と位置づけた。こうした社会史的文脈の中で「行政」をみれば、『ドイツの法学および国家学の現在と将来』におけるシュタインのつぎの表現が説得的である。すなわち、「国家が、不均等な諸個人の力によって、平等の中に不平等を求め、また、この個人の力の發展の諸条件全体の協同 *Gemeinschaft* によって、不平等の中に平等を求める、——そのような有機組織を、われわれは行政と呼ぶのである」⁹⁶、と。つまり、公民社会における、個人の個性の尊重と、社会的共通条件の共同体的供給との、両面指向の理念である。

さらに、この同じ社会史的認識のもとで、シュタインが、公民社会の法形成原理を「*法、治、国、家、* *der Rechtsstaat*」と呼び、一方、その「*法、治、国、家、*」の「憲政」的形式性の限界を現実社会の中で「行政」的に補充し克服しようとする国家に、「*社、会、的、国、家、* *der gesellschaftliche oder der soziale Staat*」という名称を与えたことに、とくに注目しておきたい。そしてこの場合、社会史的・論理的には、「*法、治、国、家、*」を前提としてはじめて「*社、会、的、国、家、*」を語りうるのだが、上記『現在と将来』では、「憲政」と「行政」との相互規定性の認識のもとで、すでに「*法、治、国、家、*」と「*社、会、的、国、家、*」とが、一個の望ましい近代国家が当然有すべき相互補完的な二つの側面として把握されて

いる点は、注意を要する。

すなわち、シュタインに従えば、国家は「全体利益 Gesamteressen の人格」であるから、国家の第一の任務は「特権」の排除にあり、「あの経済的・社会的な階級諸格差から権利階級が生まれるのを阻止する」ことである。第二に、「国家は、あの一切の諸格差に対抗して、個々の自律的人格のために、法の絶対的平等を国家権力を通じて確保しなければならないのであり、この意味で、われわれはその国家を法治国家と呼ぶのである。しかし最後に、国家は、その権力を用いて、そのすべての構成員の経済的・社会的進歩を促進しなければならない。というものは、結局、ある人の発展はつねに、他の人の発展の条件であり結果でもあるからである。そしてこの意味で、われわれは社会的国家について語るのである。」⁹⁷⁾以上をいいかえれば、「市民法のための公民社会の法形成原理は、法「権利」の平等、Rechtsgleichheitであり、(法治国家)について語ることができるのは、この意味においてである。これに対して、行政は、まさに逆のことを対象としている。永遠に更新される不平等という事実が、行政の生の領域となるのであり、ここでは、平等への発展の諸条件が、市民法によって神聖に保たれたその配分のゆえに、個人の手に渡らないままである場合には、この諸条件を与える、という原理が、行政の法形成要素である」⁹⁸⁾と。したがって、身分制社会を脱して公民社会に到達した近代国家は、法の前での諸個人の平等を抽象的・形式的原理としているという意味で「法治国家」とされ、その上に、——「社会問題」への対応として——超階級的な「行政」による諸個人の「平等への発展の諸条件」の実質的給付が付加されることによって、「社会的国家」が、「法治国家」性を維持しつつ成立するのである。

しかもこの「社会的国家」という行政国家は、すでにみた「社会改良の行政」と同様に、シュタインには必然

的だと思われた。なぜなら、「上層階級の支配と下層階級の不自由」という支配・従属の社会階級関係の永続は、「諸国民の死『Tod der Völker』」に等しく、これに対する「生の法則『Lebensgesetz』」は、「特殊利害の対立を止揚する」国家権力の自立性と、そのもとでの利害の調整との道以外にはありえないと思われたからである。⁽⁹⁹⁾ シュタインにとって、「法」は、国家の理念を実現するための手段ではあるが、すでにみたように、本来的には階級的利害に規定された社会的産物であった。血族社会・身分制社会・公民社会のどの段階でも、「諸階級の関係がそのまま法秩序にならざるをえない」から、事実としての不平等が「法」になり、「法」を作り執行する国家自体が「最高の利害の対象となる」のであって、そうした、「国家権力が社会の中にあるような共同体」の場合には、不可避免的に、「社会的な法形成という最高法則」——あの「社会の主権」と「権利階級」の形成、「諸国民の死のため法則」——が出現せざるをえない。だからこそ、国家と権力とは、「社会的諸利害の権力から自由にならねばならないし、国家は、一切の「特殊」諸利益の調和の担い手として、社会の外に *aufenthalb der Gesellschaft*、その人格的独立性を見い出さねばならない。」これが、唯一可能な「生の法則」であった。「社会的権力からの国家の自由が、一切の社会的運動の自由の、絶対的な前提条件であるという、この認識」、これがシュタインのいう「国家の理念」であった。「このすべての社会を超越する国家の機能の中に宿っている威厳 *Würde* が、国家高権、*Staatshoheit* である。その人格的担い手が王位であり、……社会的運動の自由な発展のための国家高権の労働が、国家の行政である」。⁽¹⁰⁰⁾ こうして、社会運動論から出発したシュタインの主題は行政学に帰着したのである。

ここに明らかなように、シュタインの「社会」は、諸個人・諸階級の利害の対立とそれらの勢力関係とに支配された、不平等と多様な運動に満ちた空間であり、それだけではけっして完結しえない。この「欲求の体系」

(ヘーゲル)は、自律的予定調和の社会像の対極にあり、「諸国民の死」の烙印まで押されたのであって、こうした厳しい限界認識は、その「社会」を超越した人格的「国家」の登場をこそ予定しており、「国家」への期待に裏打ちされていた。それゆえに、シュタインの「国家の理念」の現実態は、「高権」的な「社会的国家」としての「行政」国家以外にはありえず、それは国家の権威を生命線とする。「国家の大いなる本性は、国家権力とその権利とを社会の特定の階級の手に乗ねようとする関係に対して、つねに戦う。国家の本性は、精神的・経済的・社会的関係の中でまさに従属し支配されている人々の方をつねに向く。この国家の本性から、国家の現実生活において、われわれが大いなる意味で社会行政の原理 *das Princip der sozialen Verwaltung* と呼ぶものが生まれるのであって、それが行政学の目標である。……社会の下層の、支配されている階級は、自分自身の力だけでは上層階級と法的に対等になることはけつしてできない。この目標は、国家の援助によつてのみ達成される。」その国家の「外的に完全な効力を有する独立性」を「国家元首」が体現する。人格的自立・私的自治の前提条件の国家的供給による「一切の諸利益の調和」が第一義であり、既述の通り、「憲政」の内容(国制類型)自体は第二義的であった。この「高権」的な「行政」国家が、「人格性」というドイツの啓蒙的理想主義的理念が提起した、階級的利害対立の政治的統合の形式であったのであり、それはまた、ドイツの啓蒙思想が権威主義的・国家主義的要素と両立しえたことを示したのである。

したがって、シュタインの、この人格的に「労働する国家」・「行政」国家の理念は、議会主義的コンセンサス政治ではなく、国家エートスの代表たる国家元首を戴く立憲君主制に適合的であり、まさにドイツ・オーストリアの国制類型としての、官僚行政主導型の立憲君主制とその実定法体系の定着動向とを、現実的背景としてい

た。また、そうした定着化に先立って、シュタイン自身が、三月革命期にシュレスヴィヒ・ホルシュタインの反デンマーク闘争に積極的に参加した際、臨時政府のもとでの革命的気運の中で、一八四八年四月にキールの市民や同僚教授たちと共にシュタインも結成に加わった「ドイツ協会 der Deutsche Verein」は、立憲君主制諸国家によるドイツ連邦の形成を主張していたことも、想起されてよい。

しかしさらに、シュタインの人格性国家論の根底には、法実証主義的な「行政法学」の台頭と優位化に対する深い危機意識があり、むしろ、みずからの「行政」国家論は、かつてのドイツ的啓蒙絶対主義における「福祉国家」の理念に行政学的に連なることが、十分に自覚されていたのである。つまり、シュタインは行政学の歴史を展望して、「福祉国家 Wohlfahrtsstaat あるいは幸福主義的国家理念 die eudämonistische Staatsidee」と「法治国家 Rechtsstaat」とを、国家概念の「二大基本形態、したがってまた、二つの時代」と捉え、しかも「現代の特徴」は、「法治国家の理念の勝利と支配」、その結果としての「行政の科学の解体」にあるとみる。⁽¹⁸⁾ この点は、シュタインの行政国家論の根本認識にかかわるので、最後に、『行政学』第二部（一八六六年）に即してやや詳しくその論旨を追跡しておこう。

シュタインに従えば、まず、「あの幸福主義的国家理念は、特殊にドイツ的な国家観であり、「ドイツ精神の誇り」である。その根本思想は、国家は「すべての国家構成員の福祉を物心両面で促進するために存在する」という点にあり、国家は「臣民の父」、「善」のアンシユタルト、「全体の安寧を理解し、全体の幸福を実現する使命と人倫的義務」を担った有機体とみなされた。グロテイウスからプーフENDORFを経てヴォルフに至る国家論の系譜は、この国家任務の遂行のための「手段と活動の全体にかんする教義」であって、「こうした国家観の

眞の終局点は、可及的に完全な行政学にほかならない⁽¹⁶⁾。

この「福祉国家」の時代を、シュタインはさらに、十八世紀半ばまでの「行政学と法哲学との融合」の段階と、「ポリツァイ学」としての行政学の自立化の段階とに分ける。前者では、法哲学が、「国家」権力にその「倫理的内容を賦与」することによって、等族に対抗する「国家」権力を基礎づけ、法哲学が事実上「合理的な行政学」として、すぐれた実践性を示したのであり、その最重要の代表者は、これまで軽視されてきたヴォルフである、とシュタインは指摘する。一方、後者の「ポリツァイ学」は、ユステイとゾンネンフェルスに代表されるが、そこではすでに国家理念の倫理的基礎づけが脱落し、各論のみの展開という冷めた「骨相学」の觀を呈した。その後、十八世紀末に、ギウンター・ハインリヒ・フォン・ベルクが初めて実定的行政法の体系を提起し、「次の法治国家の時代への過渡期」をなした。ベルクは、過剰な国家干渉への疑念をすでに抱いていたが、「従来の後見行政の原理」に代わりうるものをまだもっていないかった。そして、「幸福主義的体系学は、カント哲学の偉大な理念によって吹き払われ、疑わしいものとなつたが、しかしそれにもかかわらず、後者は新しい体系を与えることはできなかつた。」⁽¹⁶⁾

こうした、「福祉国家」から「法治国家」への過渡期を、シュタインは「ポリツァイ国家」と呼び、「憲政」問題の登場が不可避となる事情を、新旧二つの要因との関係から説明する。第一に、「福祉国家」は現実の旧い身分制の特権に阻まれたため、方策の中身ではなく、「法」に対する国家の関係、「国家における法形成力」すなわち「立法」の原理が問われることになつた。第二に、新しい「公民的自由の理念」は、「福祉理論」が個人の意志を無視した「善」の押し付けにほかならないことを問ひだした。というのは、それは「父が子に命令する」

ように、「諸国民の全体にも個々人にも、幸福になるように強制しようとした」のであり、「福祉国家は諸国民の幸福のための強制施設になる」結果、「理論的福祉国家から実際のポリツァイ国家が生まれた」からである。こうして、いまや、「国家学の重心」は「行政」から「憲政」へと大きく振れ、「法治国家」の時代に移行する⁽¹⁰⁷⁾。

しかし「法治国家」も、シュタインにとっては、功罪両面をもち、既述のように、「行政」による補完を不可欠とする存在であった。特殊ドイツの・歴史的に形成された「法治国家」の根本思想は、「国家生活の現行秩序、そしてまた行政の秩序は、組織された国家意志によって設けられた法律に従つてのみ決定されることができるといふことである。つまり、第一に、国家意志は「法的に承認された国家機関によって決められる」こと、第二に、「自由な個人と国家との間には、国家権力も侵すことのできない確固たる境界が存する」こと、この「二重の意味」が、そこにはこめられている。これらは「自立した公民性という理念」の表れであつて、そのために、「個人の生活圏への行政の介入に対する限界」が「憲政適合的な法律」に置かれるとともに、「諸個人自身の自由で整然とした活動」に依拠した行政として、「地方自治と団体制度」が尊重されることになる⁽¹⁰⁸⁾。

しかし、こうした肯定的側面とは逆に、「法治国家」のもつ本質的な限界が、とくに「行政」排除の構造として現れる。というのは、「法は、他者——国家であれ、個人であれ——に対する個人の自立性の境界である」のに対して、「行政」は、「共同体の生活のためにこの自立性の一部分を絶えず犠牲にすることなくしては、まったく考えられない」からである。したがつて、「法」の概念、本質、諸要求からは、行政の理解、いわんや行政の教義は、けつして生まれてこない。法治国家の概念は、行政を受け入れたり加工したりすることが、まさにできないのである。その背景には、「過去の時代のポリツァイ行政とポリツァイ学に対する憎悪」があつたのであり、

いまや国家学は、「法治国家の支配」下にある。つまり、「全ポリツアイ学または行政学は、今世紀の始まりとともに国家学から姿を消し、一般的には公法の教義が、また特殊には憲法の教義が、それに代わった。」⁽¹⁰⁾「現代は、福祉国家をまだほとんど知らないままだが、同様に、法治国家の本来の生きた内容にかんする意識を、すでにほとんど喪失してもいるのである。」とくに「最近」は、「法治国家の法律学的(juristisch)概念」が支配的になっている。これは、「独立法人格としての既成の国家」とその公民との「双方の關係の法律学的秩序」、その相互「不可侵性にかんする諸原則の全体」でしかない。この「貧しい国家觀の代表は、周知のようにローベルト・モールである。」⁽¹¹⁾

以上のように、行政学の歴史、というよりむしろ行政学の衰滅と「行政」の忘却のプロセスを回顧したシュタインは、さらに「法治國家觀の三つの基本形態」として、(一)ルソーの社会契約論的一般意志論、(二)ドイツにおける人倫的・哲学的國家論(カントから、フイヒテ、ヘーゲルまでと、ハラーやシュタールをも含む、立憲制的自由のおくれた北ドイツ型)、(三)同じく実定法的法治國家論(モールに代表される公民的な南ドイツ型)に分類した。しかし、そのいずれも、上記の「法治國家」概念に固有の限界のゆえに、「内務行政の本質と内容にとつて接点をまったくもっていない」と断定された⁽¹²⁾。むしろシュタインは、國民經濟學と行政學との實際的關係に留意し、スミスの『國富論』は「行政にとつての指導諸原理で終わっている」こと、スミスの「最重要の思想である自由貿易論さえもが、一つの行政的要求となる」ことに注意を喚起したが、それにもかかわらず、「國民經濟學に絶對的に献身している行政」も、「行政の概念」を問う視点をもちたないかぎり、依然として國民經濟學の一部でしかないことを強調した。⁽¹³⁾

結局のところ、「行政学の内容、あるいは、行政学が不幸にも呼ばれつづけた名称でいえば、〈ポリツァイ学〉の内容」それ自体は、不可欠であるにもかかわらず、「今世紀の始まりとともに、本来の行政学は、文献面でも、大学においても、国家学全体から、まったく消滅し、行政学についての理論と省察の一切は、哲学と、憲法問題と、行政法に対する法律学的闘争とにすっかり忙殺されて」いて、「行政一般の概念」や統一原理が「欠如」したままになっている⁽¹⁰⁾、——これがシュタインの、危機感と使命感とに満ちた結論であった。国家学の重心は、いまこそふたたび「法治国家」的な「憲政」から、社会的に「労働する国家」すなわち「社会的国家」の「行政」へ、法律学的「公法学」から実質内容的「行政学」へ、振り戻されるべきであった。それは、もとより旧「福祉国家」の再現ではありえなかったが、少なくともその「福祉国家」の根本的「国家理念」と行政の果たした実践的機能について、現代はもつとよく知り、学ぶべきであったのである。

六 結 収

シュタインとモールは、ともに近代産業社会の生み出す「社会問題」に触発されて、それぞれ「社会の科学」を構想し、また、近代国家の広範な社会的任務——現代にまで通じる、私的自治のもとでの共同体的ニーズ——を、市民的・ブルジョワ的「社会改良」の側から積極的に認定して、その任務の遂行を「行政」に託した。しかし、事実上は同じ問題を扱いながら、「社会の科学」についても、国家学の方法の点でも、両者は結局すれ違いつづけて終わったように思われる。

まず、「社会の科学」については、すでにみたように、モールは、本来の立脚点であった国家学および実定的

公法学から、多様な社会集団を対象とする社会学へと、別途視野を拡大したのに対して、逆に社会の運動論から出発したシュタインは、所有と利害の運動法則を終始一貫土台に置いて国家学を（そして法学を）構築しようとした。それは、思考発展の順序の問題というより、むしろ「社会」の中に何を見るかの違いであり、また、シュタインによる既述の「法治国家観」の三分類に即していえば、まさに南ドイツの公民的実定法の世界と北ドイツの「人倫的・哲学的国家論」という、歴史的な学問的風土の違いであった。これに、冷めた散文的なモールと、思弁的なシュタインとの気質の差異が加わる。二人の「社会」論のすれ違い状況の一端を追えば、つぎのようになる。

シュタインは、『フランス社会運動史』第一巻をモールに贈呈するに際して、一八四九年二月一日付の手紙で、四二年の初版本をモールが「六年前にまことに好意的に、またわたくしにとつてまことに光榮な形でドイツの読者に紹介」してくれたことに、あらためて感謝し、今度の新版も書評してもらえればありがたいと期待を表明した。そして、反デンマーク闘争の挫折の予感と、自分の将来への悲觀的見通しを述べつつ、シュタインは、自分もモールの「社会」論に伍して、いずれ「社会の科学を独自に練り上げ、国家諸科学の中でそれに位置を与え」たいと、抱負を記した。⁽¹¹³⁾そして、そうした努力は、『国家科学の体系』（全二巻、一八五二―一八五六年）のどくに第二巻『社会学 Die Gesellschaftslehre』（第一部、社会の概念および社会階級学）に、いちおうの結実をみせることになる。

ところが、モールの方は、プラグマティックな多元的社会論に立っていたから、既述の一八五一年初めの論文「社会科学与国家科学」の中で、ヘーゲルの觀念論だけでなく、シュタインの「社会」概念をも、つぎのように

批判した。すなわち、シュタインは、四二年の初版本によって、「社会運動の最も才気あふれた観察者にして注釈者という名声を、疑いもなく永久に獲得したし、社会の思想を科学的に把握し発展させようとするかれの努力は、われわれドイツ人にとって出発点でありつづけるであろうが、それにもかかわらず、社会の中に、本質的には、労働に向けられ所有の体系によって秩序づけられた関係だけしか見ないという事態に陥ってしまった。」
 新版『フランス社会運動史』では、かれは「たしかに社会にかんするかれの根本的な見方を、研究の継続によって、また、包括的な対象に対して、大いに拡張したが、それでもなお、完全に自由な見地にはまだ到達してはいない。……シュタインはわれわれに完全な真理を開示することはできないということは、かれのあまりにも狭い社会の概念からして、おのずから明らかである」⁽¹⁵⁾と。さらにモールは、同年二月二日付のグスタフ・コルプ（アウクスブルク『一般新聞』と『ドイツ四季報』の編集者）宛の手紙では、シュタインの新版について、「あれは、かれの非常に良かった初版本の不自然な改訂版です。機知に富んではいますが、間違っています」⁽¹⁶⁾と、素っ気なく切り捨てていた。

これに対して、シュタインは、翌一八五二年の論文「不労所得の本質、並びに官職と貴族に対するその特殊な関係」において、「社会の科学」の方法に触れ、「現代の社会の構造は本質的には経済的諸関係によって規定されている」と考える立場に対して、その「一面性」を批判する代表者としてモールの名を挙げた。「社会科学を経済学の中に全面的に編入させてはならないこと、人間の社会は財貨生活よりもっと深い内容をもっていること、……を倦まず指摘してきたのは、国家諸科学が非常に多くを負っているところのローベルト・フォン・モールであった。……一度形成された学説上の一面性をふたたび追い払うことがいかに困難であるかを知っている人は、

純粹科学がまさにこの点でモールと、かれの断固たる、まさに根柢のある態度とに、いかに多くを感謝すべきかを推し量るであろう。「こう慇懃に述べたシュタインは、しかしながら、「社会の精神的な高い本質を求めるに際して、物質的生活という実的な基盤を失わないように、気をつけなければならない」と述べ、結局大筋では自説を曲げなかった。

もつとも、だからといって、二人の間の交渉が途絶えたわけではない。こうした両者の見解の相違を、シュタイン自身もよく心得ていたのであり、モールに『国家科学の体系』第一巻を贈呈する際、シュタインは同五二年三月二九日付の手紙で、「あなたが『本書の』形式と内容に十分満足も了解もされないであろうことは、よく承知しています」と述べる⁽¹⁷⁾。また、同年六月一日、つまり、デンマーク政府によってキール大学の他の七教授とともに罷免される旨の報に接した日に、シュタインは「まさきに」モール宛にかなり長文の手紙を、遅ればせの返信として書き、南ドイツの大学への就職の可能性を打診する一方、自分の仕事の「方向性と内容はあなたの同意をえられないことはわかっています」と重ねて断わりつつ——また、自分の方法は「作、為、的、な」ものではなく「おのずから」そうなっているのであり、モールの指摘によって「はじめて」それに気づいたのだと告白しつつ——、たんなる経済的な社会の見方が「狭すぎて、間違っている」ことをモールが「最初に」強く指摘したことに對して、自分は「どれほど感謝したらよいかわかりません」と述べる⁽¹⁸⁾。ヴィーン大学に職を得て二年後の一八五七年にも、シュタインはモールに對して、「あなたの精神的な弟子」と自称して、敬意をあらわした。

一方、国家学の方法、とりわけ「行政」の位置づけと、広義の福祉的・社会的な国家活動への接近視角については、上記の南北ドイツの学風の違いがいつそう際立つことになる。本来、モールとシュタインは、ともに、諸

個人の能力の自由な開展をめざし、公民社会のおくれればせの形成（営業の自由）と工業化との過程で生じた諸矛盾を「社会問題」と認識して、私的自治の確立と存続のために必要な基礎的な社会的諸条件の公的供給を「行政」の任務と捉えた。そして、ともに、そうした近代的な国家干渉主義を、領邦国家の行政管理技術学たる広義の官房学を始源とする「ポリツァイ学」（内務行政学）のドイツ的伝統に結びつけた。しかも、この旧福祉国家との接続の意識のもとで、両者とも、法律学的方法に立つ法実証主義の優位化と「法科万能主義」とに對して、「国家学」の立場から抵抗をつづけたのであった。ところが、それにもかかわらず、両者のあいだに連帶意識が形成されたわけではなく、既述のように、結局モールは、シュタインから、「法律学的」な「貧しい国家觀の代表者」と見られたのである。

たしかにモールは、一八一九年に成立したヴェルテムベルク初期立憲体制に立脚して、処女作『ヴェルテムベルク王国の国法』で先駆的に「憲法」と「行政法」とを区分し、ドイツ行政法学の国法学的開拓者の一人となった。かれは、すでに、この国の新しい実定法体系を所与の前提としていたが、十九世紀前半の西南ドイツ初期自由主義を支えた理性法論の土壌に育ち、その独立小生産者的な公民社会論の立場を終生変えなかつたから、モールは、あくまで自然法論から法実証主義への過渡期の人であった。また、その「法治国家」論が、個人と国家をそれぞれ法的主体と捉えて、相互の権利義務関係を主題としたのは、モールとその「法治国家」概念自体との近接性をあらわすものであって、そこにシュタインが「法治国家の法律学的概念」を見たのは、あまりにも「現代」に引き寄せすぎたモール解釈だったといわねばならない。それは、モールの国法学の国家学的基盤、つまり、その南ドイツ的な理性理念と、その「法治国家」論が包摂していたきわめて広範な「ポリツァイ」行政およ

びその自治助成的目的規定とに対する、シュタインの無理解を示している。モールの公法学と国家学は、実質的には三月革命までにすでに確立されており、まさにその初期自由主義の立場から、かれは、法律学的・概念構成的論的方法によって理念や目的を排除する法実証主義の台頭を、旧世代の国家学者として批判的に眺めていたのであった。したがって、本来シュタインによる批判の鋒先は、すでに歴史の過去としてのモールではなく、その後一八七〇年代以降に登場する本格的な公法実証主義（パウル・ラーバントやオット・マイヤー）にこそ向けられるべきであったはずなのである。

こうした意味においては、ヘーゲル学徒として出発し、啓蒙の「人格性」理念に終生こだわりつづけたシュタインもまた、過渡期の人であった。その行政国家論は、立憲君主制下の行政需要の不断の拡大に対応しえたはずのものであったが、その特殊に有機体論的な思弁的方法と体系化志向とのゆえに、実証主義的行政法学の価値「中立」的な近代主義の浸透の中で、学問的には孤立せざるをえなかった。一八九〇年九月に病没したシュタインに対して、翌年、ヒルデブラントの『国民経済学・統計学年報』に、著作目録付きの追悼文を寄せたのが、経済学における近代主義の代表格カール・メンガーであったことは、歴史の皮肉な巡り合わせというほかはない。その追悼文は、二五歳年長だったかつてのコレージュを偲ぶにしては、まことに異例の、しかしシュタインの人の業績をかなり入念に把握したうえで、手厳しい方法的批判に満ちたものだったのである。

メンガーが積極的に評価したシュタインの貢献面からみれば、まず、「シュタインは、国家学の全体に対する包括的な展望と、国家学の諸結果を相互関係の中に置こうとする、そのためまぬ努力とによって、研究を比類なく刺激した。」かれは「社会主義文献を……世界史的意義をもった社会運動の文献的表現と捉えたことによつ

て、同時に社会主義の正しい理解のために決定的に貢献した。」また、かれの「社会論」は、フランスでの「経験」と「経済学的知識」と「ヘーゲル哲学」的体系化とによって生まれ、その思想は「学問の、あるいは教養人一般の、共有財となった。」さらに、シュタインが「国家学のヘパンデクテン」と位置づけた「行政学」においては、「ユステイ、ゾンネンフェルス、ベルク等の場合よりもっと高度に……国家および自治団体のさまざまな行政分野を、ヨーロッパの主要な文化諸国の行政法を考慮しつつ展望し、国家と社会の歴史的發展と関連づけた。」⁽¹²⁰⁾以上は、シュタインの「学問的個性」——「限定された研究領域における、ささやかではあるが確実で達成可能な成果よりも、はかないもの、不完全なもの、まさに不十分なものを大規模になしとげることの方を好んだ」⁽¹²¹⁾の、プラス面での結果であったが、メンガーは、シュタインの思弁的・歴史的・有機体論的方法の無益さへの批判に力点を置いた。

すなわち、シュタインは「歴史的・歴史哲学的課題を行政学の体系の中で解こうとしたために、その課題の解決が不完全になっただけでなく、研究が本来の理論的課題からそれてしまった。」かれの「方法論的立場」は、「行政学的发展にとって不都合な結果」を生んだ。その「歴史哲学的・比較法的研究」は、「現代の必要とその充足のための手段とを、経験と創造的思考とにもとづいて究明するのではなく、むしろ過去と現在をその歴史的諸条件から説明し、何らかの△相対的な正当性▽をそれに請求する」やり方である。「△歴史的▽△歴史哲学的な体系▽は、これまで人類の進歩に本質的な点で貢献したことはめつたにない。」また、シュタインは、「特定の国境の内側で正しい、ことにかんする問題と、有用性と公共福祉促進性との特定の関係を考慮する問題との混同」を惹き起こしている。⁽¹²²⁾一方、「国民経済学の領域におけるかれの本質的に思弁的な方法」の「欠陥」は、「国

家と社会の有機的な見方に付着している認識論上の誤り」によって倍加された。「かれは、国家と社会の一切の現象の相互規定性という事実によつて、△個別現象を有機的全体から説明すること√で満足するのは正しいと主張する人々に属した。」かれは、「基本的諸要素に遡る」「分析」的方法をまったく寄せつけず、「すべての理論的研究の指導理念は、かれの精神に何の影響も与えなかった。」したがつて、その理論的成果の不十分さのゆえに、かれは「ドイツにおける経済理論の信用失墜と、間接的には経済理論研究の衰微とに、少なからず貢献した。公平な歴史叙述は、ドイツにおける国民経済理論の今日の状態……の少なからぬ原因を、ヘルマンの一面的な形式主義と、シュタインの思弁的な、一切のまじめな分析に背を向けた傾向とに帰するだろう。」われわれ「オーストリアの国民経済分析家の学派」の努力が、ドイツでのみ「依然として非常に拒否的に」あしらわれているのも、「シュタインの不毛の思弁的方向によつて招来された、国民経済理論に対する不信」に由来している、と。

さらに、教師としてのシュタインにかんするメンガーのつぎのような叙述は、シュタインの人間性自体へのメンガーの不信と軽蔑を予想させる。メンガーに従えば、「シュタインは講義では、学問的厳密さよりも機知に富んだ論評を好んだ。」「かれは刺激的な教師ではあつたが、若い才能と真剣につきあい、かれらに研究の方法を地ならししてやるという犠牲的精神ないし時間が、かれには欠けていた。機知に富んだ話し手ではあつたが、せつちちで先入見をもつた聞き手であつた……。かれは、かれの教義に対する反論を、あきれるほどの形式的な巧みさと国家科学・社会科学の全領域を包括する勉学の博識ぶりとで、うまくかわすことはできて、まじめで手ごわい批判には困却した、といった状況は、かれの細目知識の不精確さと相俟つて、優秀な才能をかれから遠ざけた。」メンガーは、ウィーン大学に三十年在職したシュタインが、ついに「学派をつくらなかつた」大きな原因

を、こうした当人の性格に求めるのである。「シュタインはすばやい、才能ある、巨大事を志向する仕事の人であつたが、綿密でよく準備された学問的仕事の人ではなかつた。」⁽¹²⁵⁾

抽象的・演繹的に「精密的方法」によって、経済現象の「自然法則」を求めようとしたメンガーが、その対極にある思弁的・歴史的・有機体論的なシュタインを批判したのは当然であつたが、ドイツにおける経済理論への「不信」を招来した元凶と見なされたシュタインは、当のドイツでも、元来、「ほとんど読まれず、ほとんど理解されていない人」⁽¹²⁶⁾（シュモラー）であつた。モールは、シュタイン「自身の最もたちの悪い敵」は、「かれが自分の所説を、まったくくだらない、あまりにもしばしばまったく理解不能のスコラ学風の言葉使いにくるんでいることにある」、と述べて（一八五五年）、相変わらず嫌悪感をあらわにしていた。

一八六七年に『行政学』第一・二部（一八六五—六六年）を『プロイセン年報』で書評することによつて、それまで「長年の無視」の中に置かれていたシュタインに光を当てたのは、若きシュモラーである。かれはシュタインを、「少なくとも国家諸科学の領域における、思弁哲学のおそらく最後で最大の支脈」と呼び、その「難解なスコラ学的」手法は、「特定の目的のための精密な特殊研究だけを評価する、現代の実際的な方向とは、正反對のもの」であると認めつつ、「私法学的に訓練された国法学者や国家学者の一面性」と、「憲政に対する行政の、理論・実践両面での無視」とを批判して、シュタインの意図と意義とを評価しようとした。シュモラーに従えば、「昔から変わらないプロイセン行政国家は非常にしつかりとよく組織されており」、それが「憲政の危機」に際してもびくともしなかつたのは、「プロイセン官僚身分の有能さ」のおかげである。「われわれは憲法をもっているが、もし行政が相応のものでなければ、どんな憲法も空虚な全紙でしかない。行政は国家の身体である。ここ

に国家の力、国家の重心がある。ここがすべての国家市民との日々の接点なのである⁽¹²⁷⁾、と。こうみれば、たしかにシュモラーは、シュタインが「行政」に託した思いを共有し継承していたのであった。

のちに、上記のようにメンガーが軽蔑することになった、シュタインの「非専門家的・「百科全書的」な「包括的知識」に対しても、シュモラーはいちおうの敬意を表し、「社会の意義と発展に坎んする先駆的な研究によって、かれは、こんにちのすべての社会政策 *Sozialpolitik* の父となった⁽¹²⁸⁾」とも述べる。しかしシュモラーの中心論点は、科学的方法論における「因果性の認識 *Erkenntnis von Causalität*」と「目的論 *Teleologie*」との相互補完性（前者は「下から上へ」、後者は「上から下へ」の認識）、とりわけ「目的論」が「認識の導きの糸」、「一切の科学における発見的原理 *heutisches Prinzip*」として不可欠であるという主張⁽¹²⁹⁾にあり、この面からシュタインの思弁的方法にも一定の価値を認めようとした。

「目的論においては、想像力と空想力とが不可欠であり、因果性の場合には理解と判断とが肝心である。……科学における真の偉大さは、目的論的傾向、豊かな空想力なくしては不可能である。」その意味で、「有機体の概念」も「一つの目的論的な補助的構成」として有用であり、「シュタインが、生きた人格性という有機的概念を、いわば国家の原型として前もって打ち出し、そこから演繹している」のも、理由のないことではない、とシュモラーは捉える。「カント後の全哲学」は「ふたたびもつばら目的論の発見的諸原理に従い」、「これに連なつてドイツの哲学的国家科学諸理論は思弁的道を歩んだ。」一方、国民経済学では、逆に「抽象的な機械論」が長く支配してきたが、「ロツシャヤーが初めて歴史的方法によつて……目的論的考察を取り入れた。」ところが、シュタインは、国民経済学を「機械的な因果論的説明から、たんなる目的論的説明へと大飛躍」させ、「大多数の国民経済

学者はかれの本をほとんど理解できない」こととなった。しかしそれでも、シュタインの最近の著作は上記の二つの方法を「和解させている」とシュモラーは評し、シュタインの学問をつぎのように総括した。「モールやジョン・ステュアート・ミルのような人々は、明晰さ、思慮深さ、勤勉な集中力、慎重な徹底ぶりにおいて、かれより優れているが、かれは、才気、構成的空想力、哲学的深さの点では、かれらを凌いでいる」⁽¹⁰⁾と。

こうしてシュタインへの書評を通じて、シュモラーは、のちにいつそう彫琢される独自の方法的見地、すなわち、社会現象の因果論一辺倒の「自然法則」的理解も、超越的な目的論的「歴史法則」の性急な設定も、ともに拒否し、精密な因果律と、「発見的原理」としての目的論ないし仮説的概念構成との、相互補完的連携を主張する立場を、すでに開示していたのである。そして、社会科学における目的論に正当な位置を確保することによって、シュモラーは、「思弁哲学」者シュタインを社会科学の中にかろうじて認知したのだといえるであろう。

しかし、当のシュタインにとつては、そうした方法論そのものは次世代の問題であつて、シュタイン自身は、社会の運動を利害の観点から把握し、社会（特殊利害）から自立した国家による、行政的方法を通じた利害調整と政治的統合の必然性を主張したのであり、また、そういう思考様式と論理とを、独自の「国家学」として遺したのであつた。それは、すべての個人の人格的發展の実現という近代的な目的あるいは普遍的當為に向けた、基礎的前提条件の創出（行政手段）を意味し、現代「社会国家」における福祉国家的行政介入の弁証論を示唆している。しかし同時に、シュタインのシエーマは、労働者階級の主体性の軽視と、社会の矯正者として国家を捉える権威主義とを構造的に含んでおり、そうした側面をもふまえて、われわれはふたたびシュタインを、すぐれてドイツ的な意味での「すべての社会政策の父」と呼ぶことが許されるであろう。そしてまた、シュタインが開拓

し定礎した、国家と社会の二元論と、社会に対する国家の高権的自立性論とにもとづく、諸個人の「自由」と私的自治の実現のための国家活動（「社会行政」）という論理は、その後のドイツ国制のきわめて深刻な歴史的諸変動の体験の果てに、まさに「自由」の実質化に向けた現代（旧西）ドイツ「社会国家」論の展開の中で、フォルストホフやベッケンフェルデによって確実に継承されてもいるのである。

- (1) W. Schmidt, Lorenz von Stein, Ein Beitrag zur Biographie, zur Geschichte Schleswig-Holsteins und zur Geistesgeschichte des 19. Jahrhunderts, Eckernförde 1956.
- (2) M. Hahn, Bürgerlicher Optimismus im Niedergang, Studien zu Lorenz Stein und Hegel, München 1969.
- (3) ドイツにおけるシュタイン研究の基本動向を、網羅的な文献目録とともに示している R. Schnur (Hrsg.), Staat und Gesellschaft, Studien über Lorenz von Stein, mit einer Bibliographie von M. Munding, Berlin 1978. [Abk.: R. Schnur.] は、現代におけるシュタイン研究の一つの出発点として今日でも有用である。一方、ヴェルナー・シュミットの尽力で、一九七二年にヴァイン近郊ヴァイトリンガウのシュタインの旧宅から、手稿類を含む大量の原資料がキールのシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州立図書館に移されて以降に本格化した、シュタイン文書の整理と新たな発掘は、当面の、しかし重要な成果として、この作品を生んでいる。H. Taschke, Lorenz v. Steins nachgelassene staatsrechtliche und rechtsphilosophische Vorlesungsmanskripte, Zugleich ein Beitrag zu seiner Biographie und zu seinem Persönlichkeitsbegriff, Heidelberg 1985.
- (4) G. Schmoller, Lorenz Stein, in: Preussische Jahrbücher, Berlin, Bd. 19, 1867, S. 245-270, S. 245. なお、これはその後一部修正のうえに再録された。Ders., Zur Literaturgeschichte der Staats- und Sozialwissenschaften, Leipzig 1888, S. 114-146. 本稿での引用は前者からのものである。

シュタイン行政国家論の成立

シュタイン行政国家論の成立

- (5) L. Stein, *Der Socialismus und Communismus des heutigen Frankreichs. Ein Beitrag zur Zeitgeschichte*, Leipzig 1842, [Abk.: Soc. Com.], S. 32. 石川三義・石塚正英・柴田隆行訳『平等原理と社会主義——今日のフランスにおける社会主義と共産主義——』, 政法大学出版局, 一九九〇年, 四八—四九ページ。本稿では、以下、引用文中の傍点は、原文がゲシュペルトまたはイタリツクであることを示し、引用文中の() は原文のまま、「」の部分は引用者の補訳、<> は引用文中の引用符である。なお、邦訳書がある場合は該当箇所をあげるが、引用文は必ずしも邦訳書に従っていない。

- (6) Ebenda, Vorrede, S. III-IV. 前掲訳書「三—四ページ」。
- (7) Brief Steins an A. Ruge vom 6. Jan. 1841, in: W. Schmidt, a.a.O., S. 145. (Q5).
- (8) サヴィニーおよび歴史法学に対するシュタインの批判については、法学者としてのシュタインの一貫性に光を当てた瀧井一博「ローレンツ・フォン・シュタインにおけるドイツ国家学の形成」、『法学論叢』(京都大)、第一三三巻第一・第五号、一九九三年四・八月、所収、を参照。
- (9) Brief Steins an A. Ruge vom 23. Sept. 1841, in: W. Schmidt, a.a.O., S. 147. (Q6).
- (10) L. Stein, Soc. Com., S. 19f., 25. 前掲訳書「三三—三四」四〇ページ。
- (11) Ebenda, S. 22. 前掲訳書「三七ページ」。
- (12) Ebenda, S. 18, 21f. 前掲訳書「三二—三五—三六ページ」。
- (13) Ebenda, S. 7. 前掲訳書「一八ページ」。
- (14) Ebenda, S. 24, 28. 前掲訳書「三九—四三ページ」。
- (15) Ebenda, S. 26f. 前掲訳書「四二—四三ページ」。
- (16) Ebenda, S. 30f. 前掲訳書「四七—四八ページ」。

- (17) Ebenda, S. 25f. 前掲訳書「四〇・四二ページ。」
- (18) Ebenda, S. 117. 前掲訳書「一五二ページ。」
- (19) Ebenda, S. 351. 前掲訳書「四二八ページ。」
- (20) Ebenda, S. 116f. 前掲訳書「一五二ページ。」
- (21) G. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, hrsg. v. G. Lasson, 2. Aufl., Leipzig 1921, S. 297. (Zusatz zu § 41). 藤野渉・赤澤正敏訳「法の哲学」、『世界の名著 35 ヘーゲル』中央公論社、一九六七年、所収、二三六ページ。
- (22) Ebenda, S. 57. (§ 49). 前掲訳書「二四四—二四五ページ。」
- (23) L. Stein, Soc. Com., S. 119. 前掲訳書「一五四ページ。」
- (24) Vgl. M. Hahn, aa.O., S. 170-174. シュタインを批判したタリユンの「真正社会主義」論(とくに『フランスおよびベルギーにおける社会運動』一八四五年)が、実際にはシュタインのデビユー作(およびその主要典拠ルイ・レポーの著作)の恣意的な引き写しにすぎないことを見破ったのは、マルクスとエンゲルス(『ドイツ・イデオロギー』)である。
- (25) Ebenda, S. 170, 190 Anm. 27.
- (26) R. Mohl, Gesellschafts-Wissenschaften und Staats-Wissenschaften, in: Zeitschrift für die gesammte Staatswissenschaft, Tübingen, [Abk.: ZGSW], Bd. 7, 1851, H. 1, S. 3-71, [Abk.: Ges.-Wiss.], S. 18f.
- (27) Vgl. Brief Steins an R. v. Mohl vom 14. Sept. 1845, in: M. Hahn, aa.O., S. 190-192; auch in: R. Schnur, S. 545f.
- (28) Vgl. Brief Steins an R. v. Mohl vom 1. Dez. 1849, in: M. Hahn, S. 200; auch in: R. Schnur, S. 550.
- (29) Vgl. Briefe Steins an R. v. Mohl vom 3. Jan. 1847; 16. Juli 1847; 20. Nov. 1847, in: M. Hahn, S. 192-200; auch in: R.

シュタイン行政国家論の成立

Schnur, S. 546–550.

- (30) L. Stein, Blicke auf den Socialismus und Communismus in Deutschland, und ihre Zukunft, in : Deutsche Vierteljahrschrift, Stuttgart u. Tübingen, [Abk. : Dt. Vjs.] 1844, H. 2, S. 1–61, S. 6–8.
- (31) Ebenda, S. 8f.
- (32) Ebenda, S. 9f.
- (33) Ebenda, S. 13f.
- (34) Ebenda, S. 19f.
- (35) L. Stein, Der Begriff der Arbeit und die Principien des Arbeitslohnes in ihrem Verhältnisse zum Socialismus und Communismus, in : ZGSStW, Bd. 3, 1846, H. 2, S. 233–290, S. 268f.
- (36) Ebenda, S. 271, 262.
- (37) Vgl. ebenda, S. 258–261.
- (38) Ebenda, S. 272.
- (39) Vgl. K. Marx, Zur Kritik der politischen Ökonomie, Berlin 1859, in : K. Marx = F. Engels, Werke, Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Bd. 13, Berlin 1961, S. 16 Anm., 22 Anm. 大正京城・細川嘉六監訳『マルクス＝エンゲルス全集』第一三卷「大月書店」一九六四年「一四」一一一ページ。
- (40) L. Stein, Der Begriff der Arbeit, a.a.O., S. 265f.
- (41) Ebenda, S. 273f ; vgl. auch S. 287.
- (42) Ebenda, S. 285.
- (43) Ebenda, S. 287 ; vgl. auch S. 278f.

- (44) Ebenda, S. 286.
- (45) Ebenda, S. 263.
- (46) Ebenda, S. 235f.
- (47) Ebenda, S. 236–238.
- (48) Ebenda, S. 245–247, 254.
- (49) Ebenda, S. 247f.
- (50) Vgl. ebenda, S. 254–256.
- (51) Vgl. ebenda, S. 289.
- (52) Brief Steins an G. Colb vom 20. Oct. 1843, in: W. Schmidt, a.a.O., S. 150. (Q9).
- (53) L. Stein, Vorlesungsmanskript »Geschichte der Rechtsphilosophie«, 1846, in: H. Taschke, a.a.O., S. 86–220, S. 184.
- (54) L. v. Stein, Gegenwart und Zukunft der Rechts- und Staatswissenschaft Deutschlands, Stuttgart 1876, in: ders., Gesellschaft - Staat - Recht, hrsg. v. E. Forsthoft, Frankfurt a.M. et al. 1972, S. 147–494, [Abk.: Gegenwart], S. 270f.
- (55) L. Stein, Geschichte der socialen Bewegung in Frankreich von 1789 bis auf unsere Tage, 3Bde., Leipzig 1850, Neudruck: hrsg. v. G. Salomon, München 1971, [Abk.: Soc. Bew.], Bd. 1, S. 112. 本書の緒言および序説にあたる部分 (Bd. 1, S. 1–149.) の邦訳である森田勉訳『社会の概念と運動法則』ミネルヴァ書房、一九九一年、九六ページ。
- (56) Ebenda, S. 5. 前掲訳書、五ページ。
- (57) Ebenda, S. 16. 前掲訳書、七一八ページ。
- (58) Ebenda, S. 35f. 前掲訳書、一一五–一二六ページ。
- (59) Ebenda, S. 66. 前掲訳書、五三–五四ページ。

シュタイン行政国家論の成立

シュタイン行政国家論の成立

- (60) Ebenda, S. 37. 前掲訳書、二七ページ。
- (61) Ebenda, S. 17. 前掲訳書、九ページ。
- (62) Ebenda, S. 23f., 40. 前掲訳書、一四―一五、三〇ページ。
- (63) Ebenda, S. 29. 前掲訳書、一九ページ。
- (64) Ebenda, S. 40, 42f. 前掲訳書、三〇、三二ページ。
- (65) Ebenda, S. 45, 31f. 前掲訳書、三四、三二ページ。
- (66) Ebenda, S. 73, 51. 前掲訳書、六〇、四〇ページ。
- (67) Ebenda, S. 67f. 前掲訳書、五四―五五ページ。
- (68) Ebenda, S. 71f. 前掲訳書、五八ページ。
- (69) Ebenda, S. 48. 前掲訳書、三八ページ。
- (70) Vgl. ebenda, S. 52-57, 76, 90-95. 前掲訳書、四二―四六、六二、七六―七九ページ。
- (71) Ebenda, S. 109f. 前掲訳書、九三ページ。
- (72) Ebenda, S. 107-109. 前掲訳書、九一―九三ページ。
- (73) Ebenda, S. 127f. 前掲訳書、一〇九―一〇ページ。
- (74) Ebenda, S. 135f. 前掲訳書、一一六―一七ページ。
- (75) Ebenda, Bd. 3, S. 198.
- (76) Ebenda, S. 198-201.
- (77) Ebenda, S. 202f.
- (78) L. Stein, System der Staatswissenschaft, Bd. 1 : System der Statistik, der Populationsistik und der Volkswirtschaftslehre,

Stuttgart u. Tübingen 1852, Neudruck : Osnabrück 1964, S. 378f.

- (62) L. Stein, Soc. Bew., Bd. 3, S. 203-206.
- (66) Ebenda, S. 205, 207.
- (18) Ebenda, Bd. 1, S. 39. 前掲訳書「二八一―二九ページ」。
- (28) Ebenda, Bd. 3, S. 13, 40.
- (88) Ebenda, S. 14.
- (85) Ebenda, S. 38.
- (85) Vgl. ebenda, S. 40f.
- (86) Ebenda, S. 138.
- (87) L. v. Stein, Handbuch der Verwaltungslehre, 3., vollständig neu bearbeitete Aufl., 3 Theile, Stuttgart 1887-1888, [Abk. : Handbuch], T. 1 : Der Begriff der Verwaltung und das System der positiven Staatswissenschaften, 1887, S. 28.
- (88) Ebenda, S. 26, 6.
- (88) Ebenda, S. 26.
- (96) 最近の本格的な「シュタイン」研究の成果の「ドイツ語版」 S. Koslowski, Die Geburt des Sozialstaats aus dem Geist des Deutschen Idealismus, Person und Gemeinschaft bei Lorenz von Stein, Weinheim 1989. 此「シュタイン」の「人格」主義における哲学的観念性が、「人間学」的基礎づけによつて、すぐれた実践性と現実主義とを生み出した点に着目している。
- (16) L. v. Stein, Handbuch, T. 1, S. 28f.
- (26) Vgl. L. v. Stein, Die Verwaltungslehre, 8 Theile in 10 Bde., Stuttgart 1865-1868 u. 1884, Neudruck : Aalen 1975, [Abk. :

シュタイン行政国家論の成立

Verwaltungslehre], Bd. 1 : T. 1, Die vollziehende Gewalt, Abt. 1, Allgemeiner Theil, Das verfassungsmäßige Verwaltungsrecht, Besonderer Theil, Erstes Gebiet, Die Regierung und das verfassungsmäßige Regierungsrecht, (Neudruck der Ausgabe 1869), S. 13, 126 ; Bd. 4 : T. 2, Die Lehre von der Innern Verwaltung, Einleitung, Die Lehre von Begriff, Inhalt, System und Recht der Verwaltung, Die wirkliche Innere Verwaltung und das Verwaltungsrecht, Erster Theil, Das Bevölkerungs- und sein Verwaltungsrecht, (Neudruck der Ausgabe 1866), S. 56.

(85) L. v. Stein, Verwaltungslehre, Bd. 4 : T. 2, S. 57–59.

(87) Vgl. ebenda, Bd. 2 : T. 1, Abt. 2, Die Selbstverwaltung und ihr Rechtssystem. (Neudruck der Ausgabe 1869), S. 11ff. Vgl. auch Verwaltungslehre, Bd. 3 : T. 1, Abt. 3, Das System des Vereinswesens und des Vereinsrechts, (Neudruck der Ausgabe 1869).

(85) シユタインが「団体制度」を「社会的利害の特殊性と政治的目標の普遍性とのあいだの媒介」の契機と位置づけを重視して「たんに行政のたゞの手段をば、行政の目的が、われわれの注意を促すのである。 Vgl. E. Pankoke, Lorenz von Steins staats- und gesellschaftswissenschaftliche Orientierungen, in : D. Blasius u. E. Pankoke, Lorenz von Stein, Geschichts- und gesellschaftswissenschaftliche Perspektiven, Darmstadt 1977, S. 77–179, insb. S. 146ff.

(89) L. v. Stein, Gegenwart, S. 450f.

(85) Ebenda, S. 369.

(86) Ebenda, S. 298.

(86) Ebenda, S. 297.

(90) Ebenda, S. 291f., 295.

(10) Ebenda, S. 297.

- (20) L. v. Stein, Verwaltungslehre, Bd. 1 : T. 1, Abt. 1, S. 31.
- (21) Vgl. W. Schmidt, a.a.O., S. 50.
- (22) L. v. Stein, Verwaltungslehre, Bd. 4 : T. 2, S. 11f., 30.
- (23) Ebenda, S. 12f.
- (24) Ebenda, S. 14–16.
- (25) Vgl. ebenda, S. 17–21.
- (26) Vgl. ebenda, S. 21f.
- (27) Ebenda, S. 22–24.
- (28) Vgl. ebenda, S. 24–29.
- (29) Vgl. ebenda, S. 39–42.
- (30) Vgl. ebenda, S. 29f.
- (31) Brief Steins an R. v. Mohl vom 1. Dez. 1849, in : M. Hahn, a.a.O., S. 200–202 ; auch in : R. Schnur, S. 550f.
- (32) R. Mohl, Ges.-Wiss., S. 21f.
- (33) Brief Mohls an G. Kolb vom 21. Dez. 1851, zit. nach : M. Hahn, a.a.O., S. 201 Anm. 58.
- (34) L. Stein, Das Wesen des arbeitslosen Einkommens, und sein besonderes Verhältnis zu Amt und Adel, in : Dt. Vjs., 1852, H. 4, S. 139–190, S. 146.
- (35) Brief Steins an R. v. Mohl vom 29. März 1852, in : R. Schnur, S. 552.
- (36) Brief Steins an R. v. Mohl vom 11. Juni 1852, in : ebenda, S. 553–555.
- (37) Brief Steins an R. v. Mohl vom 23. (?) Nov. 1857, in : ebenda, S. 559.

シュタイン行政国家論の成立

- (120) C. Menger, Lorenz von Stein, in : *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Jena, 3. Folge, Bd. 1, 1891, S. 193–209, S. 195–199.
- (121) Ebenda, S. 195.
- (122) Ebenda, S. 199f.
- (123) Ebenda, S. 201f.
- (124) Ebenda, S. 202f., 204.
- (125) G. Schmoller, Lorenz Stein, a.a.O., S. 246.
- (126) R. Mohl, Die Encyclopädieen und Systeme der Staatswissenschaften, in : ders., *Die Geschichte und Literatur der Staatswissenschaften*, in *Monographien dargestellt*, Bd. 1, Erlangen 1855, Neudruck : Graz 1960, S. 111–164, S. 158.
- (127) G. Schmoller, a.a.O., S. 246f.
- (128) Ebenda, S. 261.
- (129) Vgl. ebenda, S. 264–266.
- (130) Ebenda, S. 265, 267–269.
- (131) シュモラーの方法的見地については、田村信一『ゲストフ・シュモラー研究』、御茶の水書房、一九九三年、のとくに終章を参照。

〔付記〕 本稿は、平成十年度成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。